

2. 廃棄物の現状と課題

2.1 一般廃棄物の排出・処理状況と課題

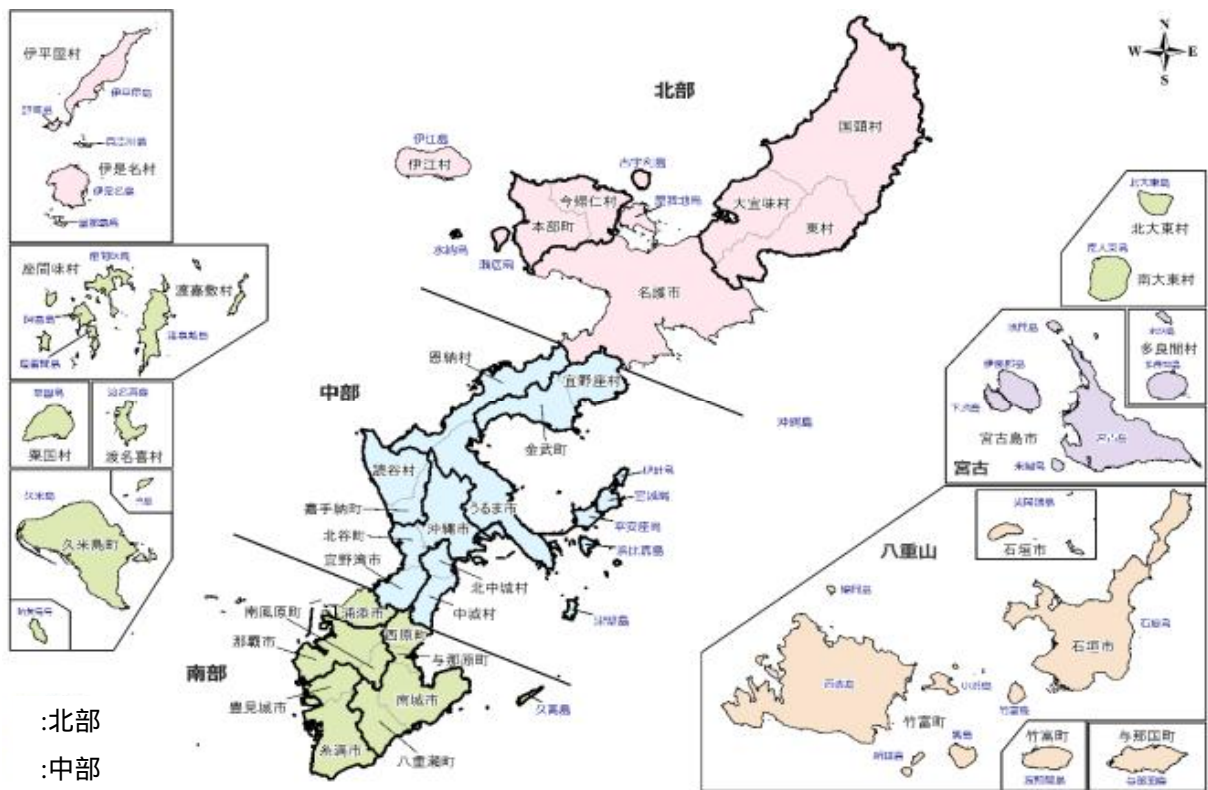
沖縄県内のごみ排出量及び処理状況について、県全体及び5つの地域ブロック(表2.1、図2.1)ごとの経年推移とその結果を踏まえた課題について示します。なお、令和2(2020)年度から令和4(2022)年度の期間は、新型コロナウイルス感染症の影響があることに留意する必要があります。

表 2.1 地域の概要

地域ブロック	市町村数	人口(人)	構成市町村
北部	9	102,338	名護市, 国頭村, 大宜味村, 東村, 今帰仁村, 本部町, 伊江村, 伊平屋村, 伊是名村
中部	11	522,291	宜野湾市, 沖縄市, うるま市, 恩納村, 宜野座村, 金武町, 読谷村, 嘉手納町, 北谷町, 北中城村, 中城村
南部	16	746,403	那覇市, 浦添市, 糸満市, 豊見城市, 南城市, 西原町, 与那原町, 南風原町, 渡嘉敷村, 座間味村, 粟国村, 渡名喜村, 南大東村, 北大東村, 久米島町, 八重瀬町
宮古	2	56,704	宮古島市, 多良間村
八重山	3	56,036	石垣市, 竹富町, 与那国町
合計	41	1,483,772	(令和元(2019)年度比 4,815 人増)

資料: 一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)(令和5年度実績)

地域ブロックは、各保健所の所管市町村で区分している(ただし、那覇市は南部地域に区分)。以下、一般廃棄物の地域ブロックは、当該区分の表記となる。



:北部

:中部

:南部

:宮古

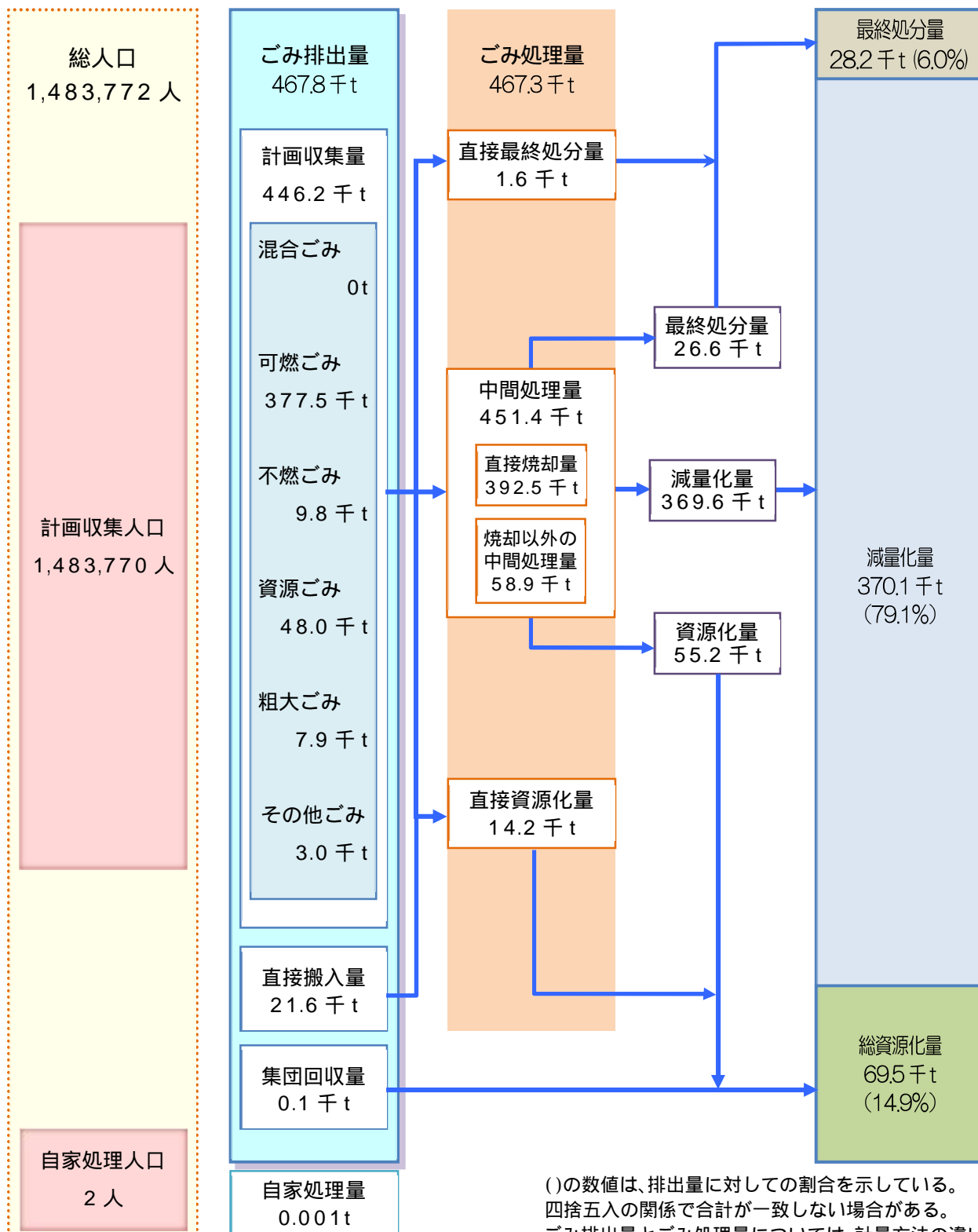
:八重山

島の位置関係、縮尺は正確ではない
一部事務組合の範囲を太枠で表示

図 2.1 地域図

2.1.1 令和5(2023)年度 一般廃棄物処理の流れ

本県の令和5(2023)年度における一般廃棄物の処理の流れは、以下のとおりです。



()の数値は、排出量に対する割合を示している。
 四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。
 ごみ排出量とごみ処理量については、計量方法の違い
 等により合計が一致しない。
 自家処理人口：竹富町 2 人

図 2.2 令和5(2023)年度 ごみ処理・処分フロー(一般廃棄物)

資料：一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)(令和5年度実績)

2.1.2 ごみ排出量

現状

本県のごみ排出量は、平成 30(2018)年度から令和元(2019)年度に微増しましたが、令和元(2019)年度から令和 5 (2023)年度にかけて微減傾向にあります(表 2.2、図 2.3)。

令和元(2019)年度がピークを示しているのは観光客数(1,016万人)が特に多かったことが影響していると推測されます。

○ブロック別のごみ排出量は、中部ブロックと南部ブロックが他のブロックと比べ、突出して多くごみを排出しています(表 2.3、図 2.4)。

表 2.2 人口とごみ排出量の推移

()内は令和元(2019)年度比

項目 \ 年度	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)
人口(千人)	1,473	1,479	1,484	1,484	1,483	1,484
排出量(千 t)	475	481	477	477	475	468 (2.7%)

資料：一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)

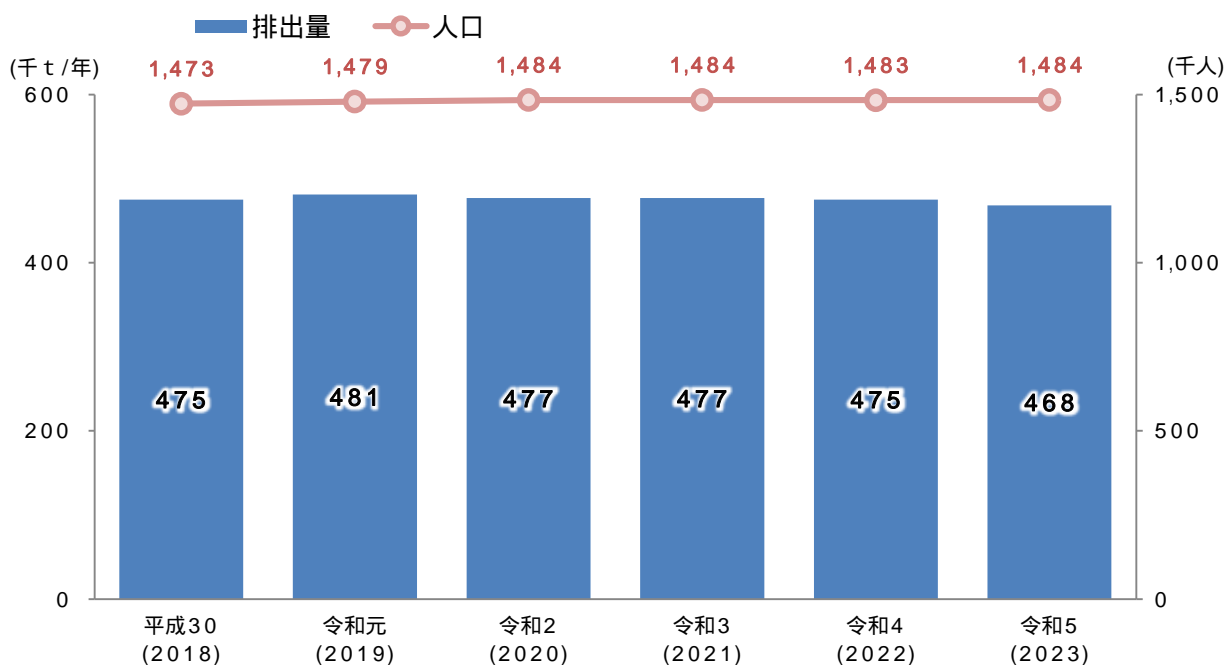


図 2.3 人口とごみ排出量の推移

表 2.3 ブロック別ごみ排出量の比較

(単位:千 t /年)

年度 \ 地域	北部	中部	南部	宮古	八重山
令和元(2019)年度	35	168	232	22	24
令和5(2023)年度	35	167	223	20	22

資料：一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)

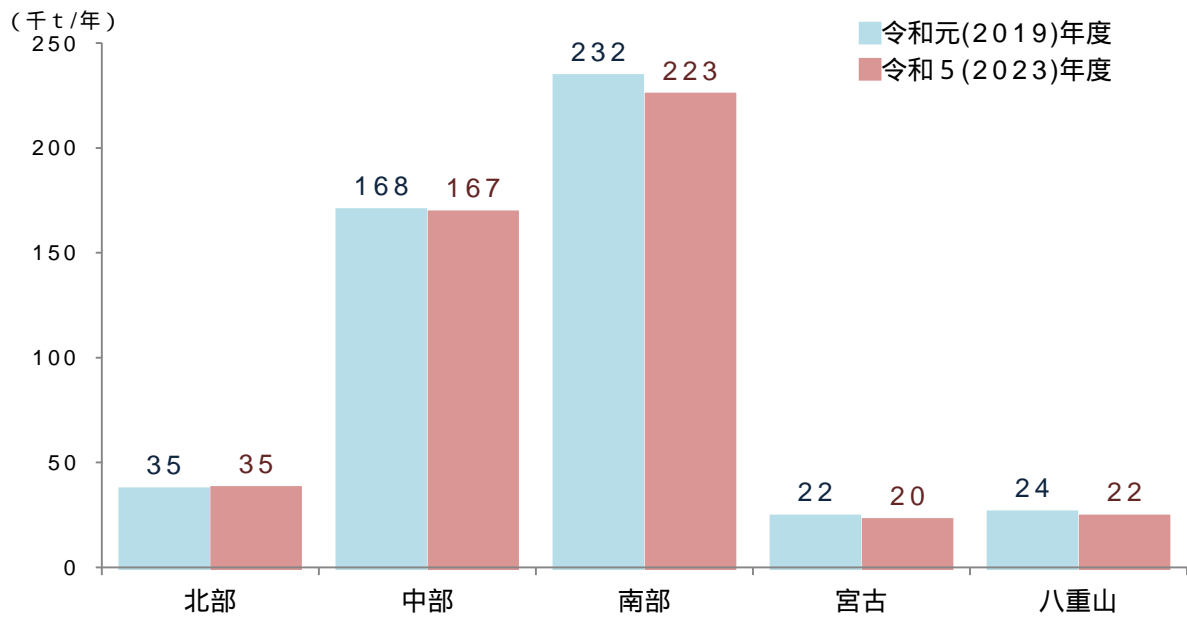


図 2.4 ブロック別ごみ排出量の比較

1人1日当たりのごみ排出量について、令和元(2019)年度に微増して令和5(2023)年度にかけて概ね減少傾向にあります。全国平均値の方がより減少しているため、令和5(2023)年度は本県の方が高くなっています(表2.4、図2.5)。

○1人1日当たりごみ排出量が全国的に減少している要因として、レジ袋の有料化(令和2(2020)年7月開始)、近年の食品ロスの減少や製品包装の簡素化の進展、新聞や雑誌のデジタル化等による発行部数の減少などが推測されます。

表2.4 1人1日当たりごみ排出量の推移

項目	年度	()内は令和元(2019)年度比					
		平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
沖縄県 (g/人・日)		884	889	881	881	878	861 (3.2%)
全国 (g/人・日)		919	918	901	890	880	851 (7.3%)

1人1日当たりごみ排出量 = ごみ排出量 ÷ 365日(令和元(2019)年度、令和5(2023)年度は366日) ÷ 人口 × 10⁶
資料：一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)

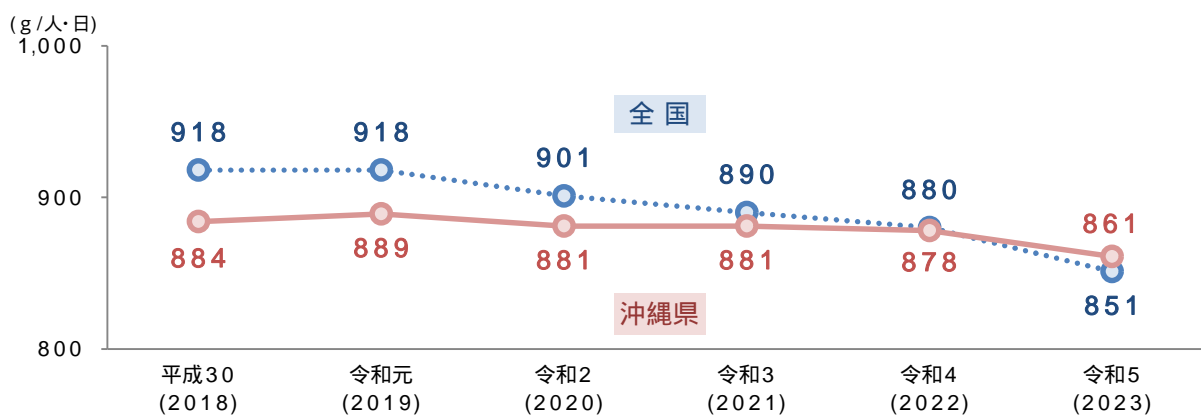


図2.5 1人1日当たりごみ排出量の推移

本県の1人1日当たりごみ種類別排出量について、令和5(2023)年度の全国平均値と比べると、可燃ごみ、その他ごみ、粗大ごみは多く、集団回収等他の項目は少ない状況にあります(表2.5、図2.6)。

表2.5 1人1日当たりごみ種類別排出量の推移

(単位:g/人・日)

年度 項目	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	全国 令和5 (2023)
混合ごみ	0	0	0	0	0	0	52
可燃ごみ	725	722	694	703	707	695	568
不燃ごみ	19	19	21	20	18	18	19
資源ごみ	80	87	101	97	94	88	90
その他ごみ	3	3	4	4	5	5	1
粗大ごみ	11	12	16	16	15	15	12
直接搬入	44	45	46	40	38	40	78
集団回収	1	1	0	0	0	0	31
合計	884	889	881	881	878	861	851

1人1日当たりごみ種類別排出量 = ごみ種類別排出量 ÷ 365日(平成元(2019)年度、令和5(2023)年度は366日) ÷ 人口 × 10⁶

四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

集団回収とは、公民館や子供会など地域団体が主体となって行う資源ごみの回収である。

資料：一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)

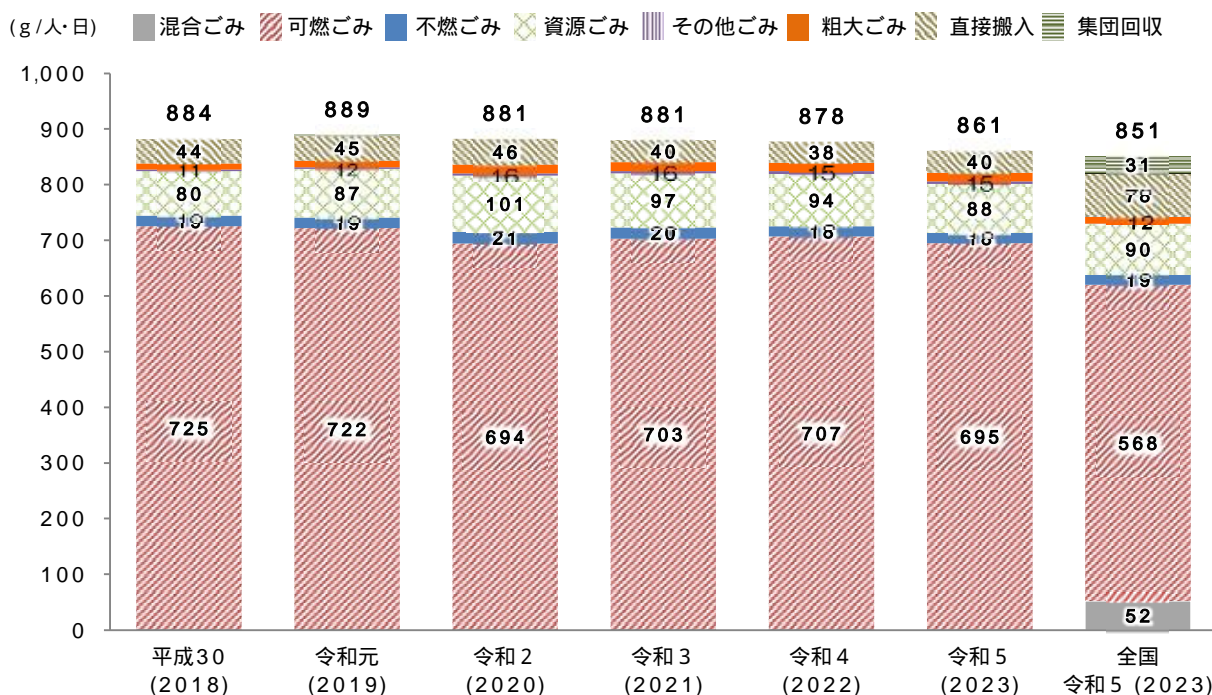


図2.6 1人1日当たりごみ種類別排出量の推移

ブロック別で令和元(2019)年度と令和5(2023)年度の1人1日当たりごみ排出量を比較すると、北部ブロックはわずかに増加していますが、その他のブロックでは減少しています(表2.6)。また、令和5(2023)年度の県平均値より少ないのは、南部ブロックのみとなっております(図2.7)。南部ブロックは人口が最も多いため、ブロックのごみ総排出量は最大となっておりますが、1人1日当たりごみ排出量では最も少なくなっています。

表 2.6 ブロック別1人1日当たりごみ排出量の比較

(単位:g/人・日)

年度 \ 地域	北部	中部	南部	宮古	八重山
令和元(2019)年度	946	886	850	1,071	1,152
令和5(2023)年度	950	876	819	978	1,072

1人1日当たりごみ排出量(g/人・日) = ごみ排出量(t/年) ÷ 366(日) ÷ 人口(人) × 10⁶
 資料：一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)

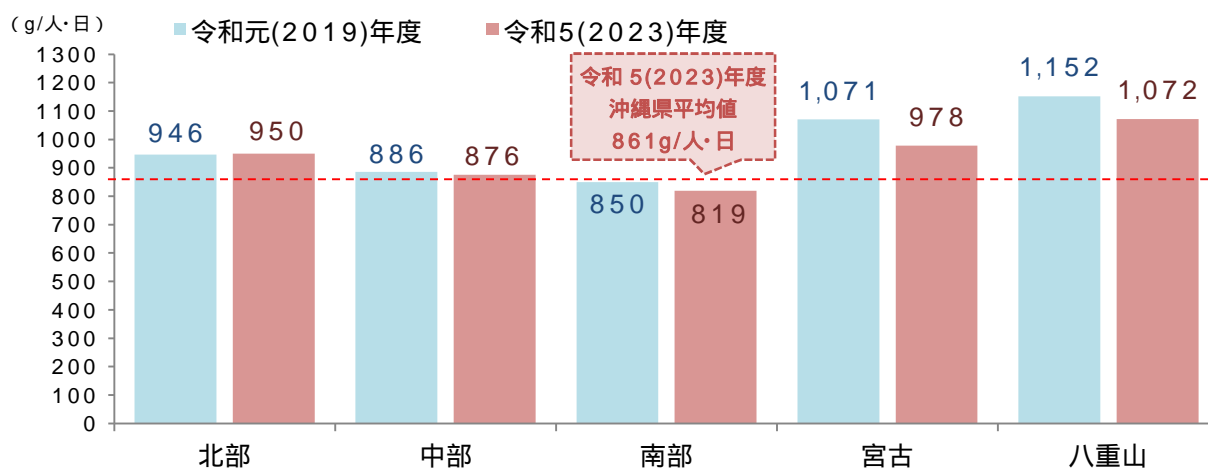


図 2.7 ブロック別1人1日当たりごみ排出量の比較

本県の生活系ごみ及び事業系ごみ別の搬入量をみると、全国に比べ、生活系ごみの割合が低く、事業系ごみの割合が高い傾向にあります。令和2(2020)年度と令和3(2021)年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で生活ごみの割合が増えたことが示唆されます(表2.7、図2.8)。

○ブロック別でみると、令和5(2023)年度は北部ブロック及び八重山ブロックにおいて、他のブロックと比べ、事業系ごみの割合が高くなっています。また、宮古ブロックでは令和元(2019)年度に比べ、令和5(2023)年度は事業系ごみの割合が低くなり、中部ブロック、南部ブロックと同程度となっています(図2.9)。

表 2.7 ごみ搬入量の推移(生活系ごみ・事業系ごみ)

(単位:千t/年)

項目 \ 年度	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	全国 令和5 (2023)
生活系ごみ	302 (63.5%)	307 (63.8%)	328 (68.7%)	328 (68.6%)	315 (66.2%)	305 (65.2%)	11,854 (69.6%)
事業系ごみ	173 (36.5%)	174 (36.2%)	149 (31.3%)	150 (31.4%)	161 (33.8%)	163 (34.8%)	27,126 (30.4%)
合計	475 (100.0%)	481 (100.0%)	477 (100.0%)	477 (100.0%)	475 (100.0%)	468 (100.0%)	38,974 (100.0%)

ごみ搬入量 = ごみ排出量 - 集団回収量

全国は47都道府県の合計値となっている。四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

資料：一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)

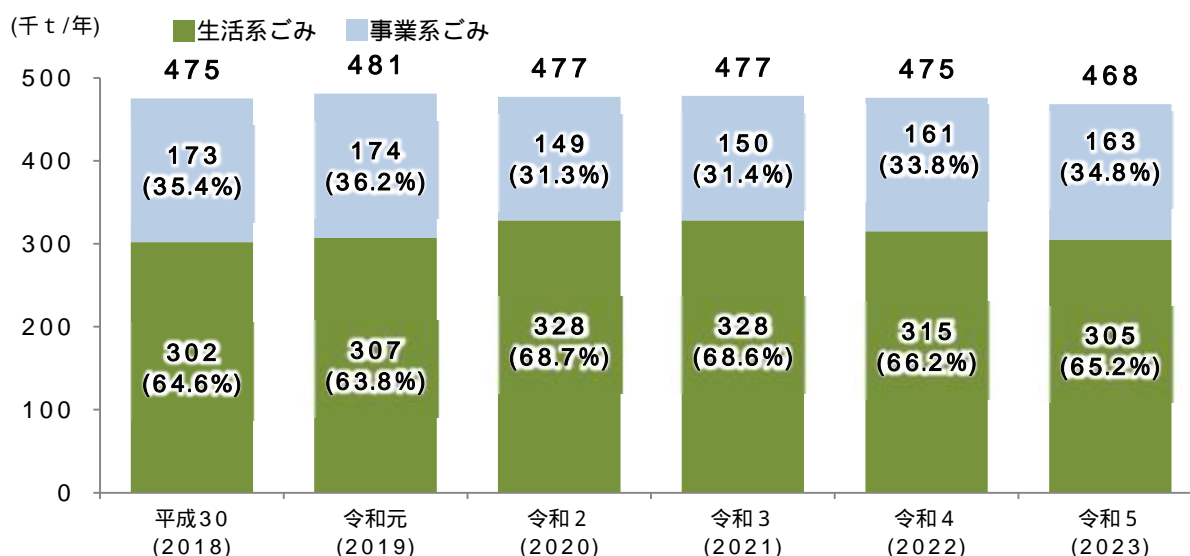


図 2.8 ごみ搬入量の推移(生活系ごみ・事業系ごみ)

ごみ総排出量 = 計画収集量 + 直接搬入量 + 集団回収量

ごみ搬入量 = ごみ排出量 - 集団回収量

生活系ごみ：一般家庭の日常生活に伴って生じたごみ。

事業系：ごみ:商店・オフィス・レストラン等の事業活動に伴って生じたごみ。

表 2.8 ブロック別ごみ搬入量の比較(生活系ごみ・事業系ごみ)

(単位:千t/年)

地域	項目	令和元(2019)年度		令和5(2023)年度	
		生活系ごみ	事業系ごみ	生活系ごみ	事業系ごみ
北部		20	16	20	16
中部		109	58	110	57
南部		151	81	149	74
宮古		13	9	13	7
八重山		14	10	13	9
合計		307	174	305	163

四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。
資料：一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)

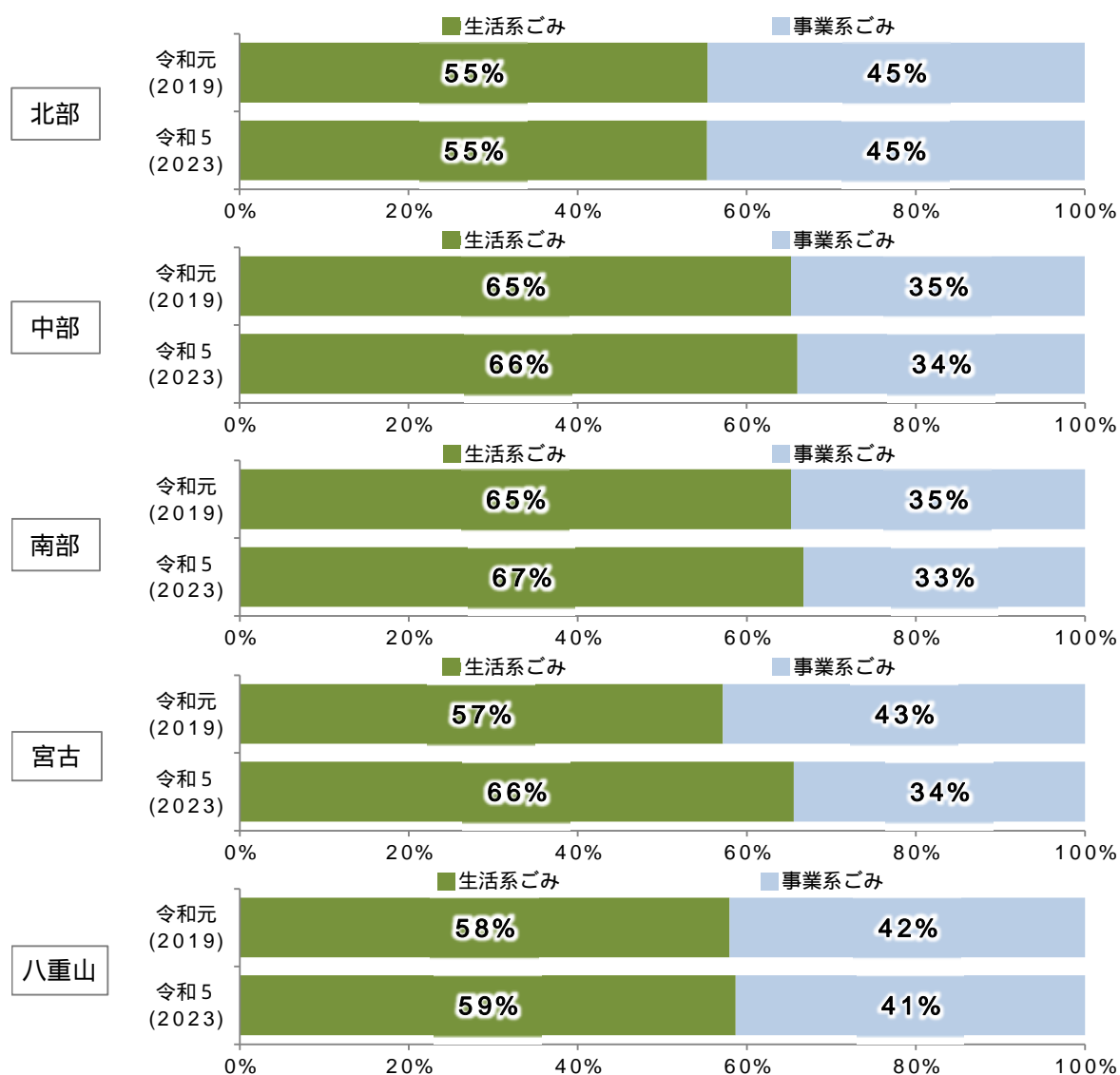


図 2.9 ブロック別ごみ搬入量の比較(生活系ごみ・事業系ごみ)

課題

ごみ排出量は令和元(2019)年度をピークに減少傾向にあるものの、1人1日当たりごみ排出量で見ると全国に比べて減少が緩やかになっていることから、引き続き3Rの推進等のごみの排出抑制に向けた啓発活動を行っていく必要があります。

- 1人1日当たりのごみ種類別排出量では、可燃ごみが特に多いため、可燃ごみの中に含まれる紙やプラスチック等の資源化可能なごみの分別回収の取組を強化する必要があります(表2.5)。

事業系ごみの割合は全国平均値より高く、観光客が排出するごみが事業系ごみ全体の量に一定の影響を与えていると考えられます。事業系ごみのうち特に観光客が直接、または間接的に排出するごみについて削減に向けた対策を検討する必要があります。(表2.7、図2.9)。

2.1.3 再生利用の状況

(1) 沖縄県と全国との比較

現状

リサイクル率は、全国平均値に比べて低い値を推移しています（表 2.9、図 2.10）。

○本県においてリサイクル率が全国に比べ低い原因として、ペットボトル以外のプラスチック製容器包装の分別回収を行っている市町村が少ないことや、可燃ごみ中に紙類の混入が多いことが挙げられます。また、令和 5（2023）年度については、表 2.11 に示す統計データから、焼却灰を活用して生成する溶融スラグの需要が少なく、リサイクルが進まなかったことが要因の一つと推測しています。

表 2.9 リサイクル率の推移

年度 項目	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
沖縄県	13.8%	14.5%	16.3%	15.7%	15.9%	14.9%
全国	19.9%	19.7%	20.0%	19.9%	19.6%	19.5%

リサイクル率 = 総資源化量 ÷ (ごみ処理量 + 集団回収量) × 100
資料：一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)

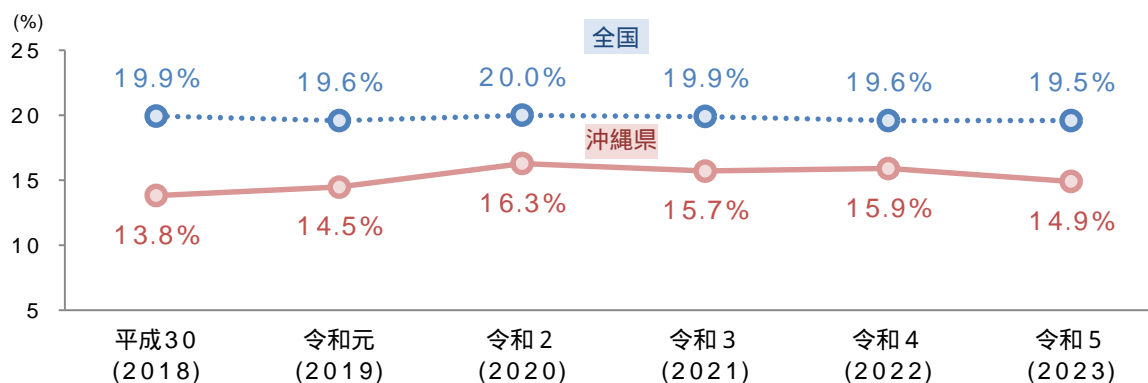


図 2.10 リサイクル率の推移

資源回収方式別資源化量の推移をみると、令和元(2019)年度と令和5(2023)年度の総資源化量は同程度となっています。全国に比べ、中間処理後再生利用量の割合が高く、集団回収量の割合が低くなっています(表2.10、図2.11)。中間処理後再生利用量の割合が高い要因として、表2.11の注釈に示すように、大型の焼却施設により発生する焼却灰を活用して溶融スラグの生成を行っていることが考えられます。

表 2.10 資源回収方式別資源化量の推移

(単位:千t/年)

項目	年度	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	全国 令和5 (2023)
直接資源化量		9 (13.8%)	13 (18.6%)	18 (23.1%)	19 (25.3%)	15 (19.7%)	14 (20.0%)	1,819 (23.8%)
中間処理後再生利用量		56 (86.2%)	56 (80.0%)	60 (76.9%)	56 (74.7%)	61 (80.3%)	55 (78.6%)	4,415 (57.8%)
集団回収量		0.5 (0.8%)	0.8 (1.1%)	0.1 (0.1%)	0.1 (0.1%)	0.1 (0.1%)	0.1 (0.1%)	1,400 (18.3%)
合計(総資源化量)		65 (100.0%)	70 (100.0%)	78 (100.0%)	75 (100.0%)	76 (100.0%)	70 (100.0%)	7,634 (100.0%)

四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

直接資源化量：収集等した後、市町村の処理施設で処理を行わず、そのまま再資源化業者等へ引き渡した資源量。

中間処理後再生利用量：市町村の中間処理施設で処理されたのち再資源化等に搬入されたもの。

集団回収量：公民館や子供会など地域団体が主体となって、定期的に行う資源回収活動により回収された資源量。ここで計上されている値は、市町村が把握している量。地域団体が回収した資源は買い取ってもらい、地域活動の資金に充てられている。

全国の合計(総資源化量)は47都道府県の資源化量の合計値となっている。

資料：一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)

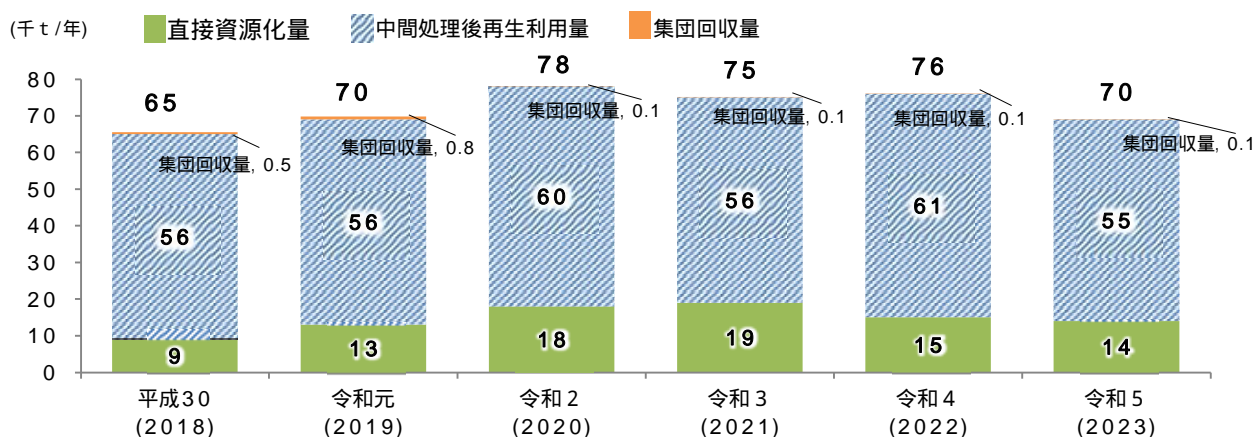


図 2.11 資源回収方式別資源化量の推移

品目別資源化量の割合を全国平均値と比較すると、金属類、ガラス類、ペットボトル類、肥料が高い水準となっており、紙類、プラスチック類、布類が低い水準となっています。また、焼却灰・飛灰のセメント原料化は低い水準となっていますが、溶融スラグが高い水準となっています(表 2.11、図 2.12)。

○品目別 1 人 1 日当たり資源化量を全国平均値と比較すると、先述のリサイクル率の違いから、全国が 166.8 g であるのに対し、本県では 128 g となっています(表 2.12、図 2.13)。

表 2.11 品目別資源化量の推移

(単位:千 t/年)

項目	年度	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)	全国 令和 5 (2023)
紙類		11 (16.9%)	12 (17.1%)	18 (23.1%)	19 (25.3%)	16 (21.1%)	15 (21.4%)	2,834 (37.1%)
金属類		9 (13.8%)	10 (14.3%)	10 (12.8%)	10 (13.3%)	10 (13.2%)	10 (14.3%)	736 (9.6%)
ガラス類		13 (20.0%)	13 (18.6%)	11 (14.1%)	11 (14.7%)	11 (14.5%)	11 (15.7%)	638 (8.4%)
ペットボトル類		5 (7.7%)	6 (8.6%)	6 (7.7%)	6 (8.0%)	6 (7.9%)	6 (8.6%)	342 (4.5%)
プラスチック類		1 (1.5%)	1 (1.4%)	1 (1.3%)	1 (1.3%)	1 (1.3%)	1 (1.4%)	725 (9.5%)
布類		0.4 (0.6%)	0.5 (0.7%)	0.5 (0.6%)	0.4 (0.5%)	0.4 (0.5%)	0.3 (0.4%)	174 (2.3%)
肥料		4 (6.6%)	5 (7.0%)	6 (7.9%)	6 (7.7%)	6 (7.8%)	4 (6.1%)	119 (1.6%)
飼料		0.2 (0.2%)	1 (2.1%)	0.1 (0.1%)	0.1 (0.1%)	0.0 (0.0%)	0.2 (0.2%)	6 (0.1%)
溶融スラグ		10 (14.9%)	12 (17.2%)	13 (17.1%)	10 (13.0%)	12 (15.9%)	10 (13.9%)	493 (6.5%)
焼却灰・飛灰の セメント原料化		4 (5.8%)	1 (1.8%)	3 (3.2%)	5 (6.0%)	4 (5.6%)	4 (5.4%)	465 (6.1%)
その他		8 (11.8%)	8 (11.2%)	9 (12.1%)	7 (9.9%)	9 (12.4%)	9 (12.5%)	1,103 (14.5%)
合計		65 (100.0%)	70 (100.0%)	78 (100.0%)	75 (100.0%)	76 (100.0%)	70 (100.0%)	7,633 (100.0%)

1 四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

2 その他：燃料、セメント等への直接投入、飛灰の山元還元、廃食用油等

焼却灰から溶融スラグを生成している施設は、沖縄本島で 4 施設(糸豊・那覇南風原・倉浜・中部北)である。

全国の合計(総資源化量)は 47 都道府県の資源化量の合計値となっている

資料：一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)

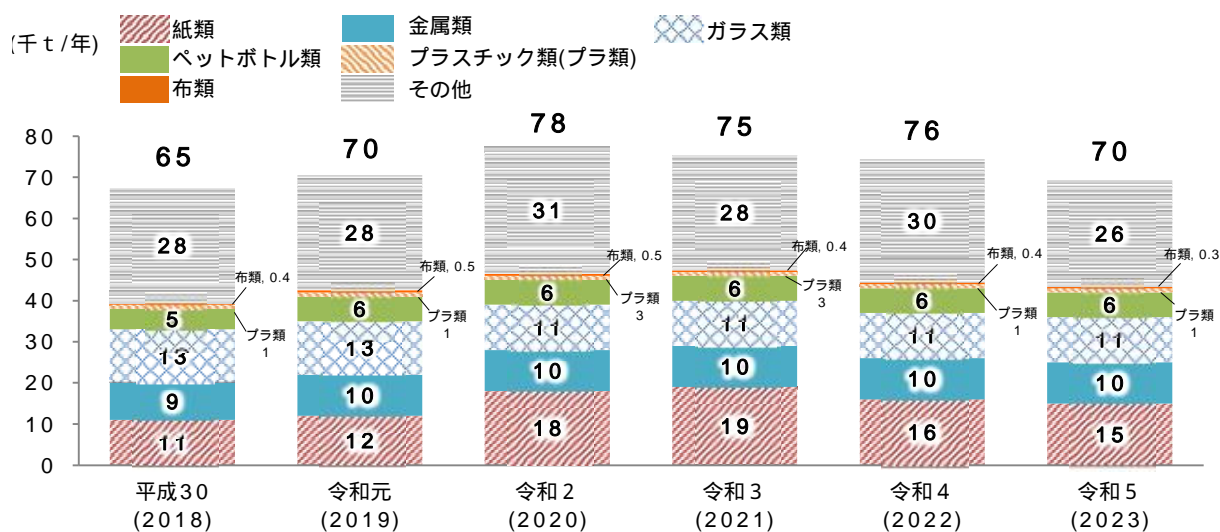


図 2.12 品目別資源化量の推移

表 2.12 品目別1人1日当たり資源化量の推移

(単位:g/人・日)

項目	年度	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	全国 令和5 (2023)
紙類		19.8	22.2	33.6	34.3	29.5	28.0	61.9
紙類		17.2	17.7	27.9	28.4	24.4	23.8	59.1
紙パック		0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.3
紙製品容器包装		2.4	4.4	5.6	5.7	5.0	4.1	2.6
金属類		16.8	18.4	18.7	18.1	18.5	18.5	16.1
ガラス類		23.5	23.4	20.7	20.2	21.0	20.2	13.9
ペットボトル類		10.1	10.7	11.0	11.6	11.6	11.5	7.5
プラスチック類		2.1	2.2	2.1	2.2	2.3	2.1	15.8
白色トレイ		0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.1
容器包装プラスチック		2.0	2.2	2.0	2.2	2.3	2.1	14.9
プラスチック類		0.1	0.03	0.10	0.07	0.00	0.00	1.8
布類		0.8	0.9	0.9	0.8	0.7	0.6	3.8
その他		48.4	51.3	56.5	51.1	56.2	47.1	47.8
肥料		9.8	9.0	11.3	10.7	10.9	7.9	2.6
飼料		0.1	2.7	0.2	0.1	0.0	0.3	0.1
熔融スラグ		20.3	22.2	24.7	18.0	22.3	17.9	10.8
固形化燃料		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.7
燃料		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.2
セメント原料化		3.0	2.4	4.6	8.3	7.8	6.9	10.2
セメント工場直投入		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3
山元還元		3.4	2.6	2.1	1.6	1.6	1.6	0.9
廃食用油		0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
その他		11.6	12.3	13.5	12.2	13.6	12.4	16.8
合計		121.5	129.2	143.6	138.3	139.7	128.0	166.8

品目別1人1日当たり資源化量 = 品目別資源化量 ÷ 365日(令和元(2019)年度、令和5(2023)年度は366日) ÷ 人口 × 10⁶
 四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

その他には、コンクリート類、建設廃木材、伐採木、草木などが含まれる。

資料：一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)

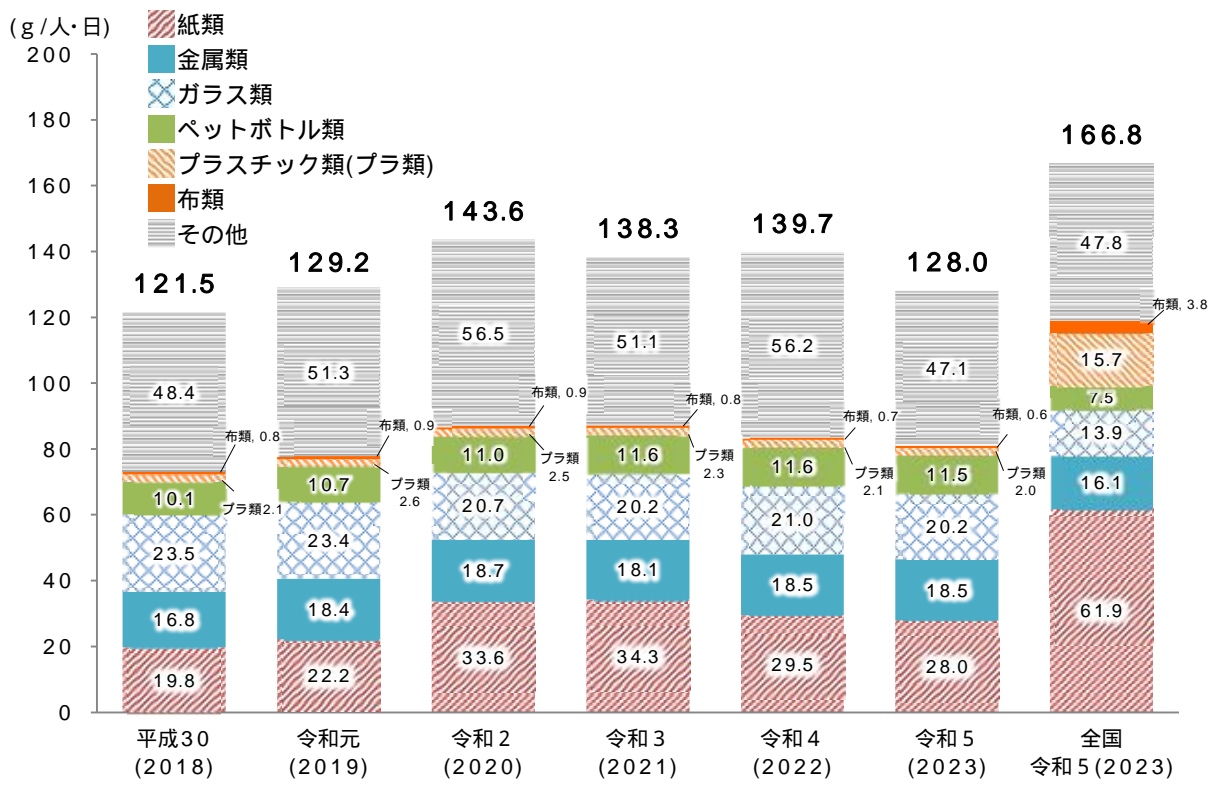


図 2.13 品目別 1 人 1 日当たり資源化量の推移

ブロック別の令和元(2019)年度と令和5(2023)年度のリサイクル率を比較すると、中部ブロック、宮古ブロック及び八重山ブロックは増加していますが、北部ブロックと南部ブロックは減少しています。令和5(2023)年度のリサイクル率は八重山ブロックが最も高い値となっています(表2.13、図2.14)。

表 2.13 ブロック別リサイクル率の比較

年度 \ 地域	北部	中部	南部	宮古	八重山
令和元(2019)年度	12.3%	14.7%	15.9%	4.8%	11.0%
令和5(2023)年度	9.3%	15.5%	15.4%	12.1%	16.1%

リサイクル率 = 総資源化量 ÷ (ごみ処理量 + 集団回収量) × 100
 資料：一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)

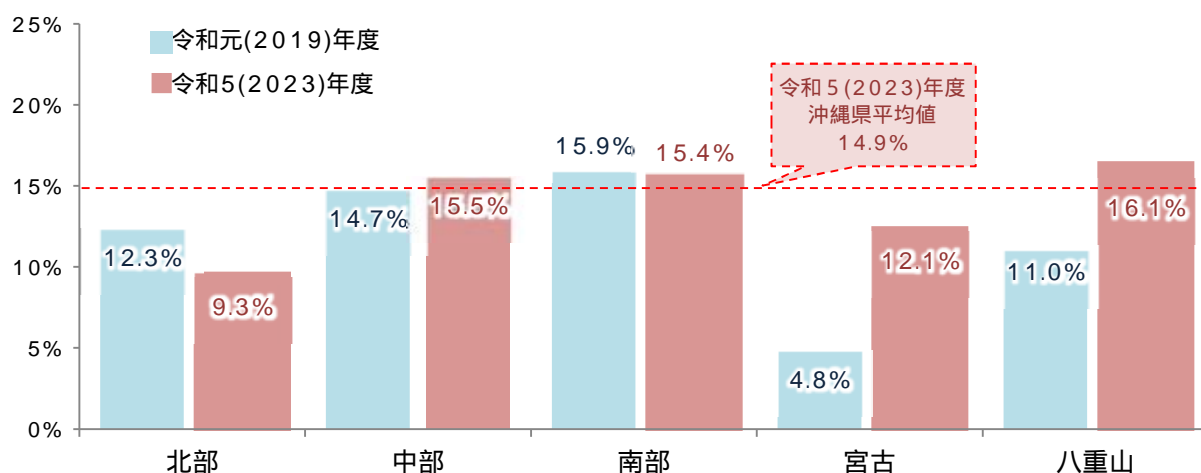


図 2.14 ブロック別リサイクル率の比較

○ブロック別・品目別1人1日当たり資源化量について、令和元(2019)年度と令和5(2023)年度を比較した特徴として、北部ブロックは紙類が増加、焼却灰・飛灰のセメント原料化が減少、中部ブロックは紙類及び溶解スラグが増加、肥料及び飼料が減少、南部ブロックは紙類及び焼却灰・飛灰のセメント原料化が増加、金属類、ガラス類及び溶融スラグが減少、宮古ブロックは金属類、ガラス類及び肥料が増加、八重山ブロックは金属類が増加していることがあげられます。また、宮古ブロックは肥料、八重山ブロックは紙類が他ブロックと比較して特に高くなっています(表2.14、図2.15～図2.16)。宮古ブロックの肥料が増加している理由として、令和4(2022)年度から平良地区において、生ごみの分別回収を開始したことによるものと考えられます。

表 2.14 ブロック別・品目別1人1日当たり資源化量の比較

(単位:g/人・日)

項目	地域		北部		中部		南部		宮古		八重山	
	年度		令和元 (2019)	令和5 (2023)	令和元 (2019)	令和5 (2023)	令和元 (2019)	令和5 (2023)	令和元 (2019)	令和5 (2023)	令和元 (2019)	令和5 (2023)
紙類			7.5	14.1	22.0	26.0	23.0	30.8	0.0	0.0	62.4	62.6
金属類			11.1	10.5	17.1	18.2	21.2	18.0	15.3	25.6	8.4	35.5
ガラス類			29.1	27.3	24.1	22.2	21.9	16.6	20.8	25.2	29.6	30.4
ペットボトル類			9.1	10.4	10.8	11.5	9.8	10.7	16.4	17.5	21.1	18.1
プラスチック類			21.1	19.8	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	18.4	19.3
布類			0.3	0.1	0.3	0.1	1.5	1.2	0.0	0.0	0.0	0.0
その他			36.5	6.2	55.9	57.5	58.0	48.3	0.0	49.6	0.0	5.6
肥料			0.0	0.0	14.7	8.6	7.6	5.9	0.0	49.6	0.0	0.0
飼料			0.0	0.0	7.4	0.8	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
溶融スラグ			0.0	0.0	17.3	23.2	32.1	19.3	0.0	0.0	0.0	0.0
固形化燃料			0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
焼却灰・飛灰のセメント原料化			34.0	0.0	0.0	2.0	0.0	12.4	0.0	0.0	0.0	0.0
飛灰の山元還元			0.0	0.0	3.9	4.1	2.4	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0
廃食用油			0.2	0.2	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
その他			2.3	6.0	12.5	18.8	15.4	10.3	0.0	0.0	0.0	5.6
合計			114.7	88.4	130.1	135.6	135.5	125.6	52.5	117.9	139.9	171.5

品目別1人1日当たり資源化量 = 品目別資源化量 ÷ 366日 ÷ 人口 × 10⁶

四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

その他には、コンクリート類、建設廃木材、伐採木、草木などが含まれる。

資料：一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)

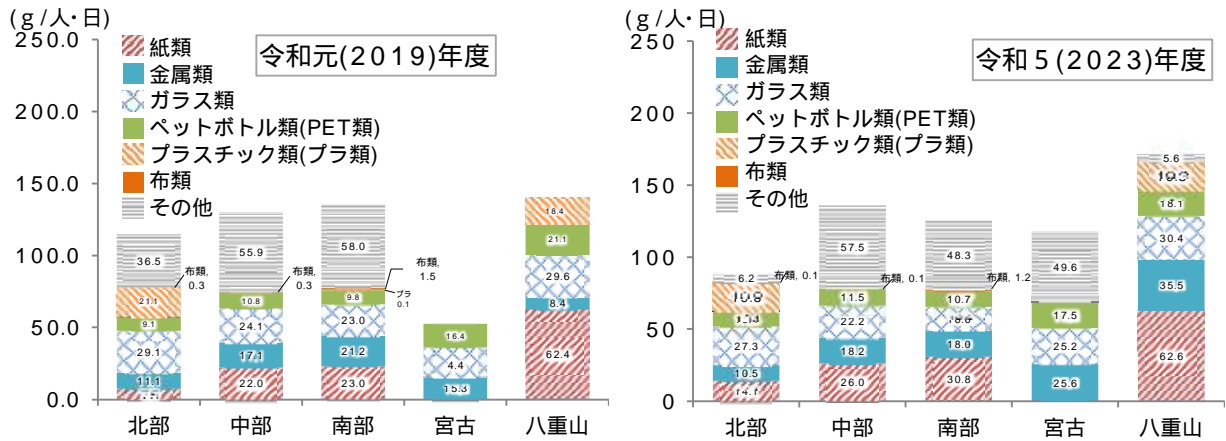


図 2.14 ブロック別・品目別 1 人 1 日当たり資源化量の比較

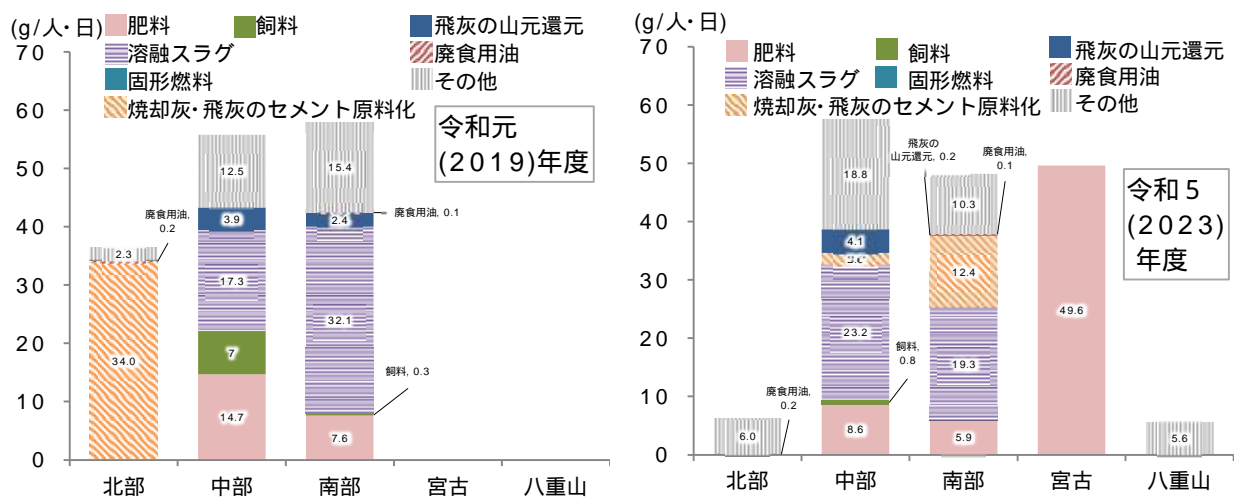


図 2.15 ブロック別・品目別 1 人 1 日当たり資源化量の比較(その他内訳)

課題

本県のリサイクル率は全国平均値を下回っており、可燃ごみ中にプラスチックや紙類など資源化可能な廃棄物量が多く含まれていることから、市町村における分別収集の徹底や県民の意識の向上に向けた対策強化が必要です。全国平均値と比較すると、特に、紙類、プラスチック類、布類のリサイクル率が低い水準となっていることから、本県に適した再資源化(リサイクル)の推進が必要です。

2.1.4 中間処理の状況

現状

中間処理(焼却施設での焼却処理、資源化施設での破碎・選別処理等)を行うことで、ごみの減容化や資源化を図ることができます。本県の中間処理量は、直接焼却量が8割以上を占めています(表2.15、図2.16)。

表 2.15 中間処理量及び直接資源化量の推移

(単位:千 t /年)

項目	年度	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
中間処理量		462	468	448	454	459	451
直接焼却量		394 (85.3%)	407 (87.0%)	390 (87.1%)	396 (87.2%)	398 (86.7%)	393 (87.1%)
焼却以外の中間処理量		56	61	58	58	61	59
直接資源化量		9	13	18	19	15	14
合計		471	481	466	473	474	466

焼却以外の中間処理量とは、リサイクルセンター等リサイクル関連施設での処理量を示す。

直接焼却量の()内は、中間処理量に占める直接焼却量の割合を示す。

四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

資料：一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)

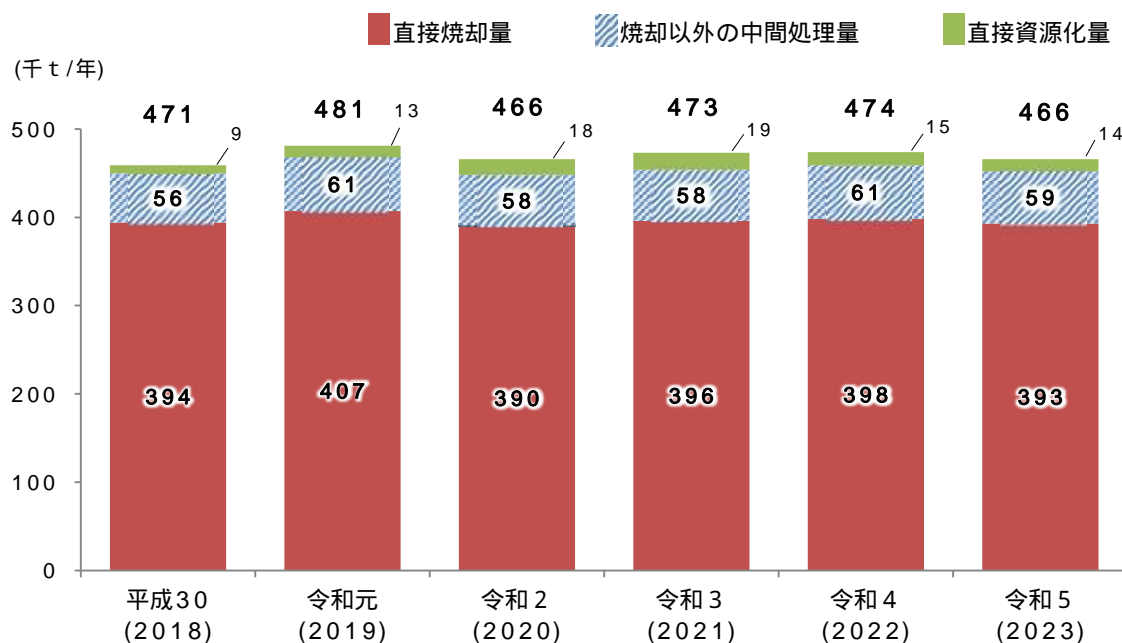


図 2.16 中間処理量及び直接資源化量の推移

中間処理率は、処理したごみのうち、直接最終処分されたごみ以外の割合を示します。直接最終処分は資源回収等が図られず、最終処分場のひっ迫につながるため、中間処理率が高いことは良好な状態といえます。なお、本県の中間処理率は、全国平均値よりも高い値で推移しています（表 2.16、図 2.17）。

表 2.16 中間処理率の推移

年度 項目	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
沖縄県	99.7%	99.8%	99.7%	99.4%	99.7%	99.7%
全国	98.9%	99.0%	99.1%	99.1%	99.1%	99.2%

中間処理率 = (直接焼却量 + 焼却以外の中間処理量 + 直接資源化量) ÷ ごみ処理量 × 100
 資料：一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)

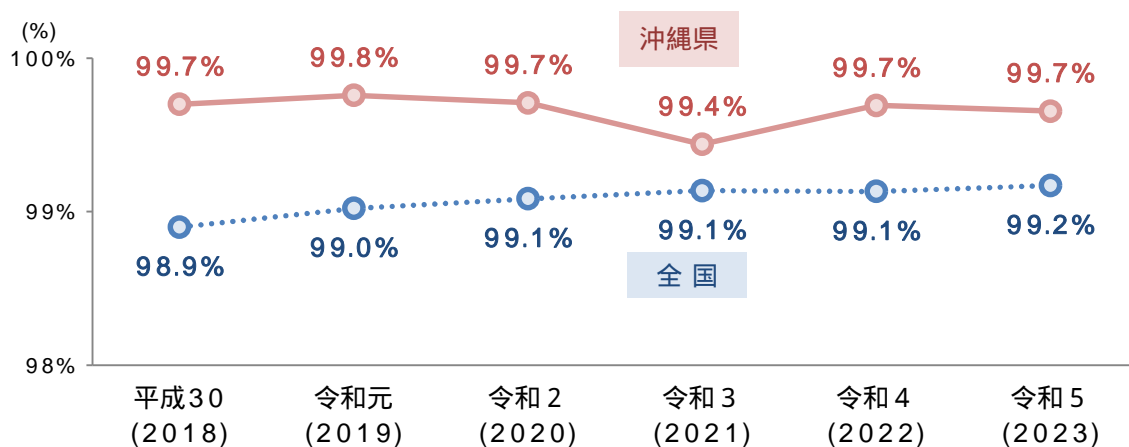


図 2.17 中間処理率の推移

ブロック別の令和元(2019)年度と令和5(2023)年度の間接処理率は、ほとんどのブロックで100%、または100%に近い状態を維持していますが、北部ブロックは全国平均値(99.2%)より低い値となっています(表2.17、図2.18)。

表 2.17 ブロック別中間処理率の比較

年度 \ 地域	北部	中部	南部	宮古	八重山
令和元(2019)年度	98.7%	100.0%	99.9%	100.0%	98.0%
令和5(2023)年度	98.5%	100.0%	99.5%	100.0%	100.0%

中間処理率 = (直接焼却量 + 焼却以外の中間処理量 + 直接資源化量) ÷ ごみ処理量 × 100
 資料：一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)

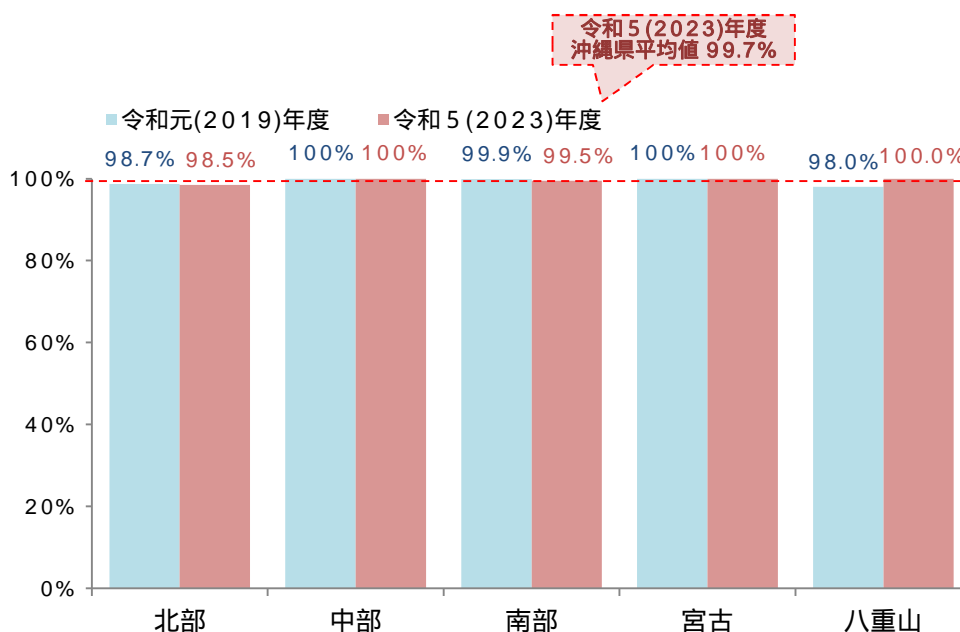


図 2.18 ブロック別中間処理率の比較

課題

中間処理の推進は、最終処分量の削減に貢献することから、今後も効果的な処理機能を有する施設(リサイクルセンター等)の整備を推進し、高い中間処理率を維持する必要があります。分別の徹底等による直接資源化量及び焼却以外の中間処理量を増加させ、再生利用量を高める対策も必要です。

2.1.5 最終処分状況

現状

最終処分量について、令和元(2019)年度は観光客が増加したことも起因して約3万2千tと他の年度より多くなっていますが、平成30(2018)年度と令和5(2023)年度までの傾向は横ばいで推移しています。令和元(2019)年度は、ごみ排出量が近年では最も多い年度であり、それに伴う焼却残さの増加が最終処分量全体の増加要因になっています(表2.18、図2.19)。

表 2.18 最終処分量の推移

(単位:千t/年)

項目 \ 年度	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
直接埋立	1.0	1.2	1.4	2.7	1.5	1.6
焼却残さ	24.0	26.5	24.6	23.0	22.6	23.5
処理残さ	4.0	4.0	2.2	2.1	2.9	3.1
合計	29.0	31.7	28.1	27.8	26.9	28.2

四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。
資料：一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)

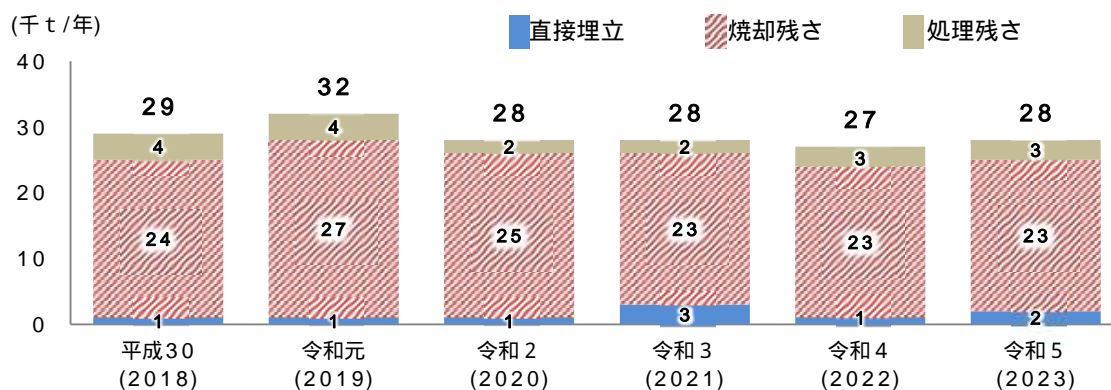


図 2.19 最終処分量の推移

最終処分率は全国平均値よりも低い値で推移しています。これは、本県の中間処理率（99.4～99.8%）が全国平均の中間処理率（98.9～99.2%）と比較して高いことが影響していると考えられます（表 2.16、表 2.19、図 2.20）。

表 2.19 最終処分率の推移

年度	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
項目						
沖縄県	6.1%	6.6%	5.9%	5.8%	5.7%	6.0%
全国	9.0%	8.9%	8.7%	8.9%	8.4%	8.1%

最終処分率 = 最終処分量 ÷ ごみ排出量 × 100
 資料：一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)

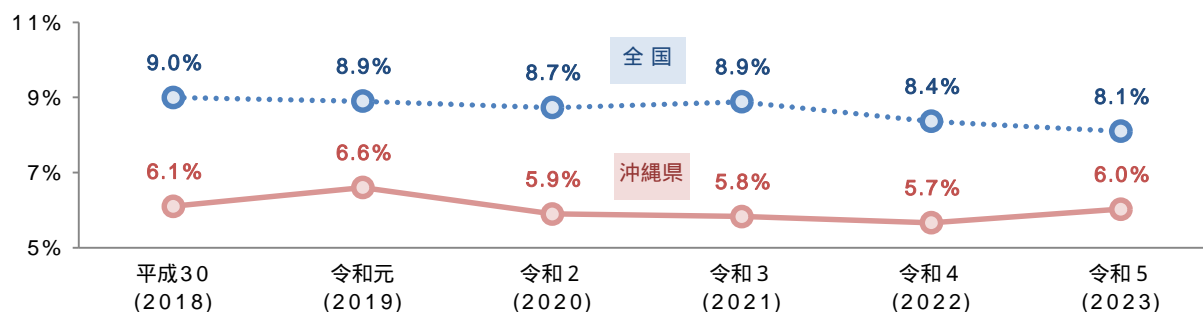


図 2.20 最終処分率の推移

ブロック別で令和元(2019)年度と令和5(2023)年度の最終処分量を比較すると、八重山ブロックは横ばい、その他のブロックは若干減少しています(表2.20、図2.21)。

表 2.20 ブロック別最終処分量の比較

(単位:千 t /年)

年度 \ 地域	北部	中部	南部	宮古	八重山
令和元(2019)年度	3.5	11.7	10.8	3.1	2.6
令和5(2023)年度	3.4	9.8	10.2	2.1	2.6

資料：一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)

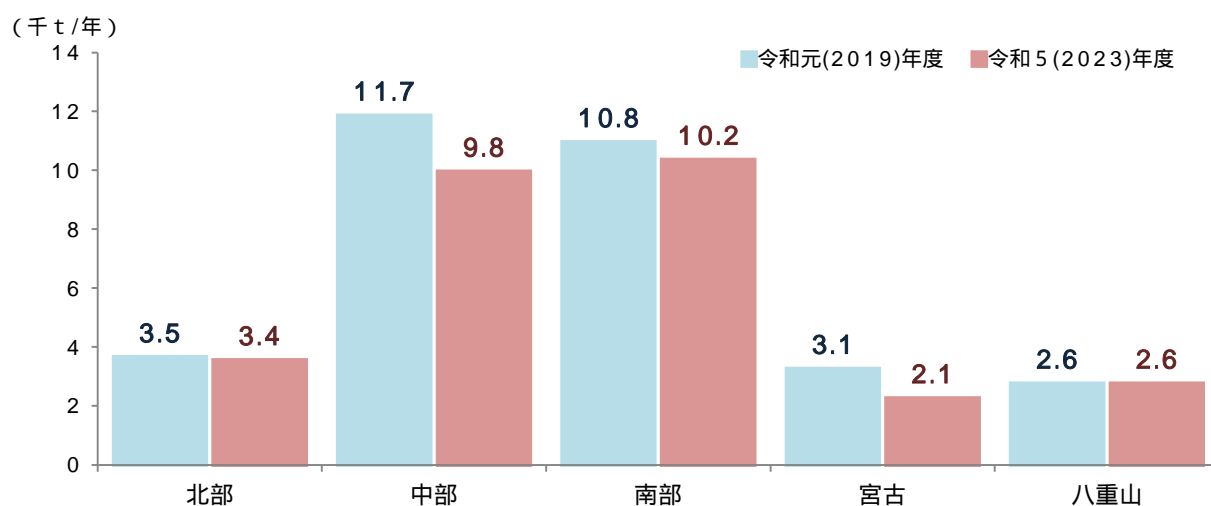


図 2.21 ブロック別最終処分量の比較

ブロック別で令和元(2019)年度と令和5(2023)年度の最終処分率を比較すると、八重山ブロック以外のすべてのブロックで減少しています。令和5(2023)年度最終処分率でみると、中部ブロック及び南部ブロックでは本県の平均値より低く、それ以外のブロックでは平均値よりも高くなっています(表2.21、図2.22)。

○中部ブロックや南部ブロックでは、焼却灰を溶融スラグやセメント原料として再資源化していることが主な要因として考えられます。

表 2.21 ブロック別最終処分率の比較

年度 \ 地域	北部	中部	南部	宮古	八重山
令和元(2019)年度	10.0%	7.0%	4.7%	13.8%	11.0%
令和5(2023)年度	9.5%	5.9%	4.6%	10.4%	12.0%

最終処分率 = 最終処分量 ÷ ごみ排出量 × 100
資料：一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)

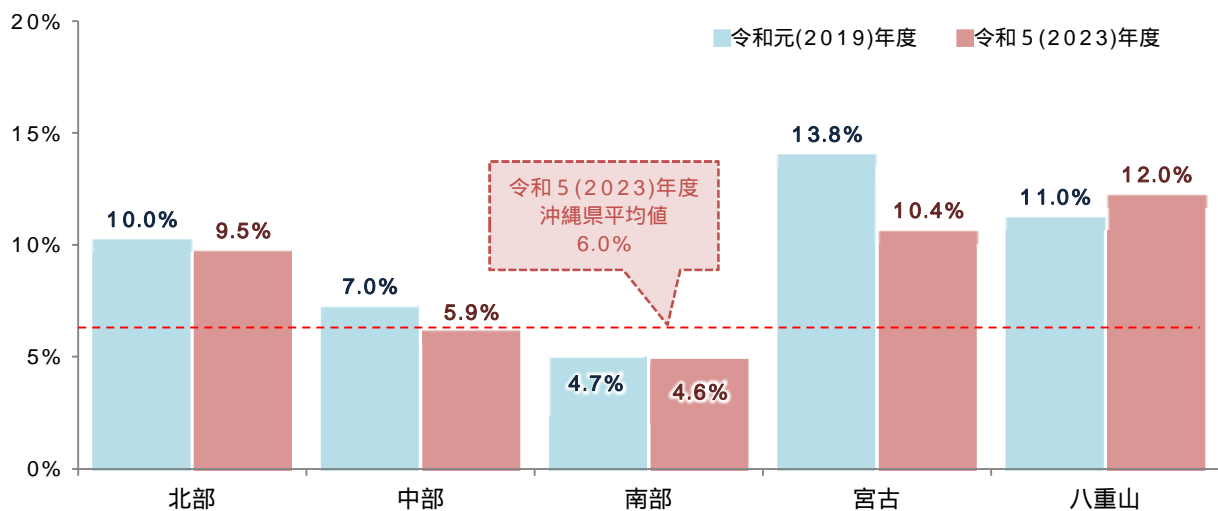


図 2.22 ブロック別最終処分率の比較

課題

本県は土地が狭隘^{きょうあい}であるため最終処分場の用地確保が難しく、新たな最終処分場の建設は厳しい状況にあります。本県の最終処分量及び最終処分率は概ね横ばいであることから、これまで以上に中間処理と資源化を推進し最終処分量を削減することで、最終処分場の延命化を図る必要があります。

2.1.6 ごみ処理施設の整備状況

(1) 焼却施設

現状

令和2(2020)年3月時点と比較して一般廃棄物焼却施設数は本県全体で30施設から31施設に1施設増加、処理能力の合計は1,830t/日から1,887t/日に57t/日増えています。なお、このうち6施設が熱回収(発電(うち3施設)や場内で温水や蒸気にして利用)を行っております。

課題

焼却施設については、今後も計画的に整備するとともに、適正な維持管理による施設の延命化に取り組む必要があります。

北部地域や離島の焼却施設については、維持管理コストやエネルギー効率が低い小規模な施設も残っていることから、広域化・集約化による効率的な処理体制への転換を促していく必要があります。

表 2.22 焼却施設整備状況の比較(ブロック別)

項目 地域	総施設数		施設能力(t/日)		未整備市町村	
	R2.3 (2020.3)	R6.3 (2024.3)	R2.3 (2020.3)	R6.3 (2024.3)	R2.3 (2020.3)	R6.3 (2024.3)
北部	6	6	105	145	0	0
中部	5	5	605	617	0	0
南部	10	10	930	930	1	1
宮古	2	2	66	66	0	0
八重山	7	8	124	129	1	0
合計	30	31	1,830	1,887	2	1

資料：一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)、廃棄物対策の概要(令和7年3月)沖縄県環境部環境整備課

(2) 資源化等施設

現状

令和2(2020)年3月時点と比較して、リサイクルセンターの合計は増加、粗大ごみ処理施設とストックヤードの合計は減少しており、目的と需要に合わせた施設整備が進んだ結果と考えられます。

課題

リサイクル率は横ばいで全国平均値を下回る値となっているため、分別回収の推進と合わせて、資源化等施設の計画的整備により、リサイクル体制を維持していく必要があります。

表 2.23 資源化等施設整備状況の比較(ブロック別)

項目 地域	総施設数		粗大ごみ処理施設		リサイクルセンター (リサイクルプラザ含む)		ストックヤード	
	R2.3 (2020.3)	R6.3 (2024.3)	R2.3 (2020.3)	R6.3 (2024.3)	R2.3 (2020.3)	R6.3 (2024.3)	R2.3 (2020.3)	R6.3 (2024.3)
北部	10	7	2	2	4	3	4	2
中部	8	11	1	3	4	4	3	4
南部	18	12	5	3	6	4	7	5
宮古	2	5	0	0	1	4	1	1
八重山	4	4	1	0	2	3	1	1
合計	42	39	9	8	17	18	16	13

粗大ごみ処理施設：ごみを破砕・選別するための機能を有する施設
 リサイクルセンター：収集ごみから再資源化可能なびん、缶、紙等を選別、回収する施設
 リサイクルプラザ：破砕・選別機能の他、研修室や不用品の補修・再生機能等、住民に対する普及啓発機能を有する施設
 ストックヤード：資源ごみを一時的に保管する施設
 資料：廃棄物対策の概要(令和7年3月)沖縄県環境部環境整備課

(3) 最終処分場

現状

令和2(2020)年3月時点と比較して、総施設数の増減はありません。

課題

最終処分場については、減量化や再資源化の推進により最終処分量の削減を図りつつ、循環型社会を支える基盤施設として、現施設の延命化や計画的整備などにより、引き続き、処理体制を確保していく必要があります。

表 2.24 最終処分場整備状況の比較(ブロック別)

項目 地域	総施設数		未整備市町村	
	R2.3(2020.3)	R6.3(2024.3)	R2.3(2020.3)	R6.3(2024.3)
北部	5	5	1	1
中部	3	3	4	4
南部	7	7	3	3
宮古	3	3	0	0
八重山	3	3	0	0
合計	21	21	8	8

資料：廃棄物対策の概要(令和7年3月)沖縄県環境部環境整備課

2.1.7 ごみ処理経費

現状

令和5(2023)年度のごみ処理経費は約269億円であり、平成30(2018)年度と比較してどの項目も増加しており、特に建設改良費では約22億円、維持管理費では約36億円と顕著な増加がみられます(表2.25、図2.23)。建設改良費の増加の要因として、名護市において、焼却施設の新規建設に伴うものと推測されます。また、維持管理費の増加の要因として、近年の物価上昇に伴うものと推測されます。

表 2.25 ごみ処理経費(歳出)の推移

(単位:百万円/年)

年度 項目	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
建設改良費	3,931	4,389	2,730	2,566	3,262	6,163
維持管理費	14,624	14,946	16,726	16,805	16,586	18,266
その他	2,140	1,766	2,092	2,089	2,604	2,454
合計	20,695	21,101	21,548	21,459	22,453	26,882

四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

その他には、借入金の返済、不法投棄対策の経費などが含まれる。

資料：一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)

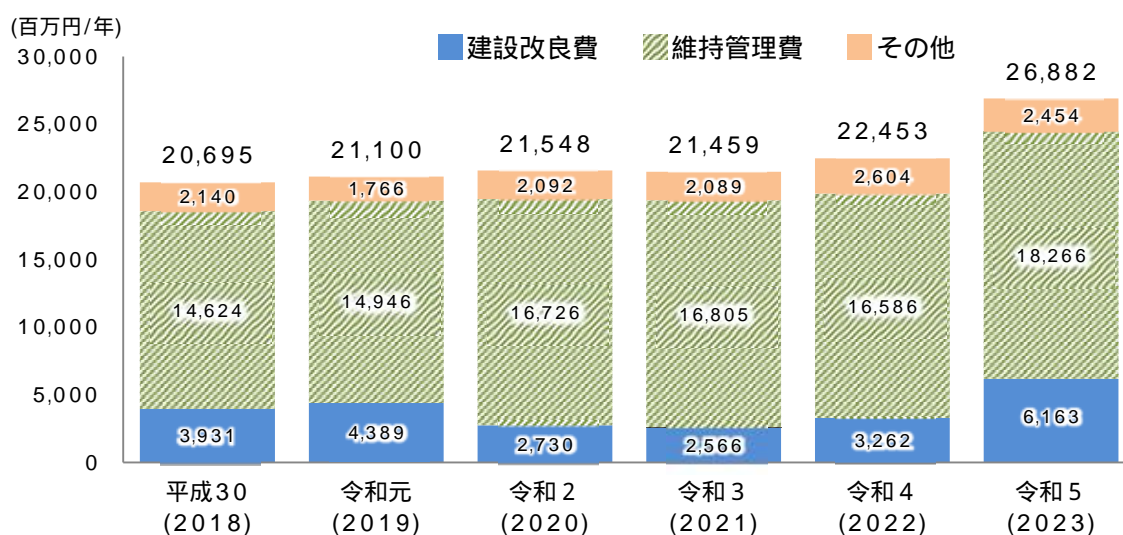


図 2.23 ごみ処理経費(歳出)の推移

1人当たり年間ごみ処理経費及びごみ1t当たり処理経費ともに、令和5(2023)年度は全国平均と比較して建設改良費は高く、維持管理費は低くなっています(表2.26~表2.27、図2.24~図2.25)。

表 2.26 1人当たり年間ごみ処理経費の推移

(単位：千円/人・年)

年度 項目	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	全国 令和5 (2023)
建設改良費	2.7	3.0	1.8	1.7	2.2	4.2	3.5
維持管理費	9.9	10.1	11.3	11.3	11.2	12.3	13.6
その他	1.5	1.2	1.4	1.4	1.8	1.7	1.2
合計	14.0	14.3	14.5	14.5	15.1	18.1	18.3

1人当たり年間ごみ処理経費 = ごみ処理経費(歳出) ÷ 人口
 四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。
 その他には、借入金の返済、不法投棄対策の経費などが含まれる。
 資料：一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)

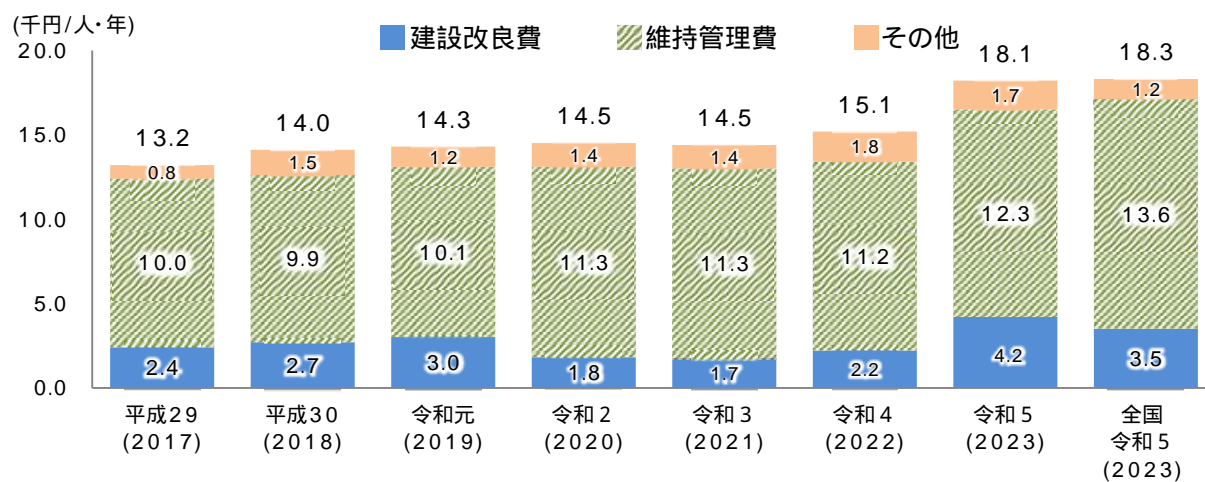


図 2.24 1人当たり年間ごみ処理経費の推移

表 2.27 ごみ 1 t 当たり処理経費の推移

(単位：千円/t・年)

項目 \ 年度	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	全国 令和5 (2023)
建設改良費	8.3	9.1	5.7	5.4	6.9	13.2	11.3
維持管理費	30.8	31.0	35.1	35.2	34.9	39.0	43.6
その他	4.5	3.7	4.4	4.4	5.5	5.2	3.9
合計	43.5	43.8	45.2	45.0	47.2	57.5	58.8

ごみ 1 t 当たり処理経費 = ごみ処理経費(歳出) ÷ ごみ排出量

四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

その他には、借入金の返済、不法投棄対策の経費などが含まれる。

資料：一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)

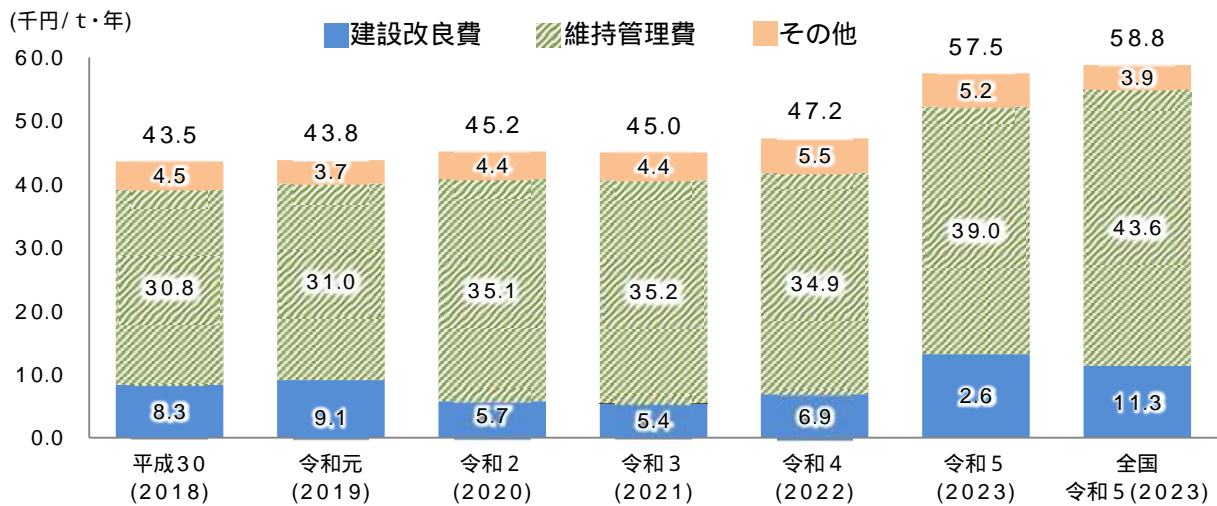


図 2.25 ごみ 1 t 当たり処理経費の推移

ブロック別ごみ処理経費（歳出）の比較では、南部ブロックが最も高く、令和元(2019)年度と令和5(2023)年度との比較では、南部ブロック以外のブロックが増加しています(表2.28、図2.26)。特に北部ブロックが顕著に増加している要因に、先述したとおり、名護市において焼却施設の新規建設に伴うものと推測しています。

表 2.28 ブロック別ごみ処理経費(歳出)の比較

(単位:百万円/年)

地域 年度	北部	中部	南部	宮古	八重山
令和元(2019)年度	1,512	7,216	11,077	640	655
令和5(2023)年度	5,735	7,952	10,618	1,378	1,200

資料：一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)

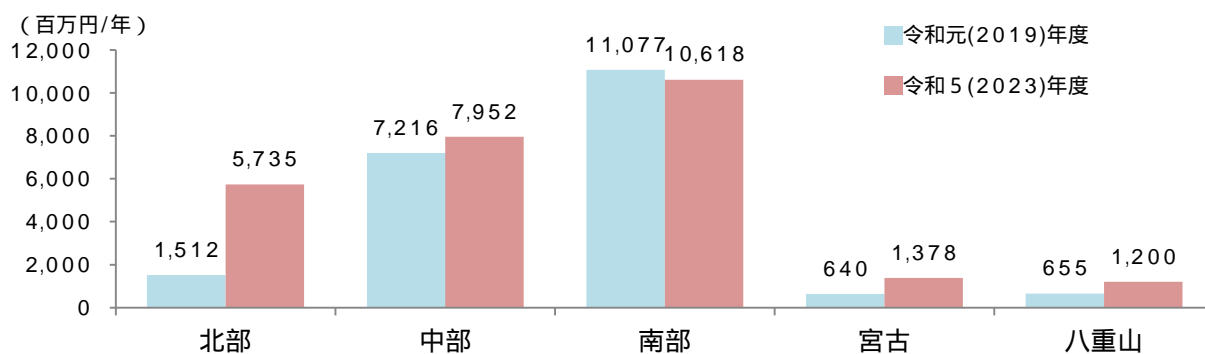


図 2.26 ブロック別ごみ処理経費(歳出)の比較

○ブロック別 1人当たり年間ごみ処理経費及びブロック別ごみ 1t 当たり処理経費の比較では、令和 5 (2023)年度は先述の理由から北部ブロックが最も高く、次いで宮古ブロック、八重山ブロックが高くなっています (表 2.29～表 2.30、図 2.27～図 2.30)。

表 2.29 ブロック別 1人当たり年間ごみ処理経費の比較

(単位：千円/人・年)

区分 項目	北部		中部		南部		宮古		八重山	
	令和元 (2019)	令和 5 (2023)	令和元 (2019)	令和 5 (2023)	令和元 (2019)	令和 5 (2023)	令和元 (2019)	令和 5 (2023)	令和元 (2019)	令和 5 (2023)
建設改良費	0.1	44.0	2.5	0.2	4.0	1.2	0.0	5.7	1.9	6.0
維持管理費	9.2	11.5	11.0	13.1	9.5	11.2	11.3	18.4	9.9	15.4
その他	5.4	0.5	0.4	1.9	1.3	1.9	0.0	0.2	0.0	0.0
合計	14.8	56.0	13.9	15.2	14.8	14.2	11.3	24.3	11.7	21.4

1人当たり年間ごみ処理経費 = ごみ処理経費(歳出) ÷ 人口
 四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。
 その他には、借入金の返済、不法投棄対策の経費などが含まれる。
 資料：一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)

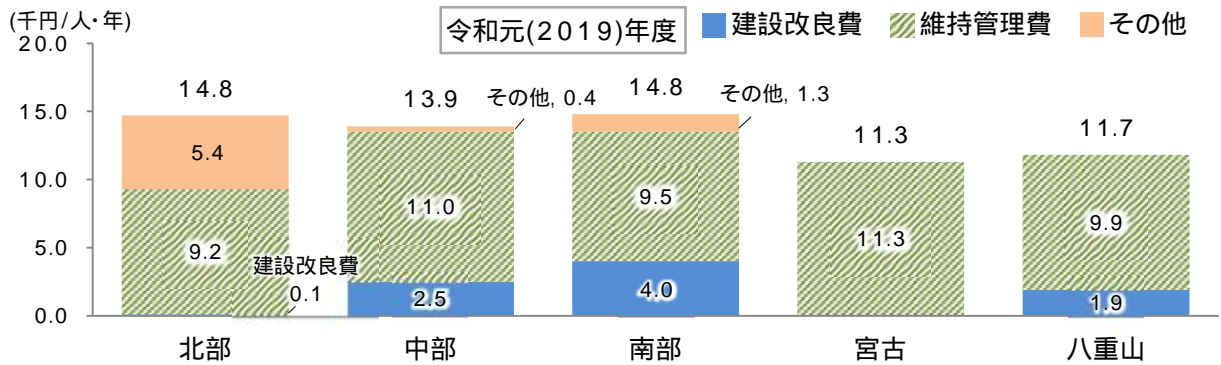


図 2.27 ブロック別 1人当たり年間ごみ処理経費の比較(令和元(2019)年度)

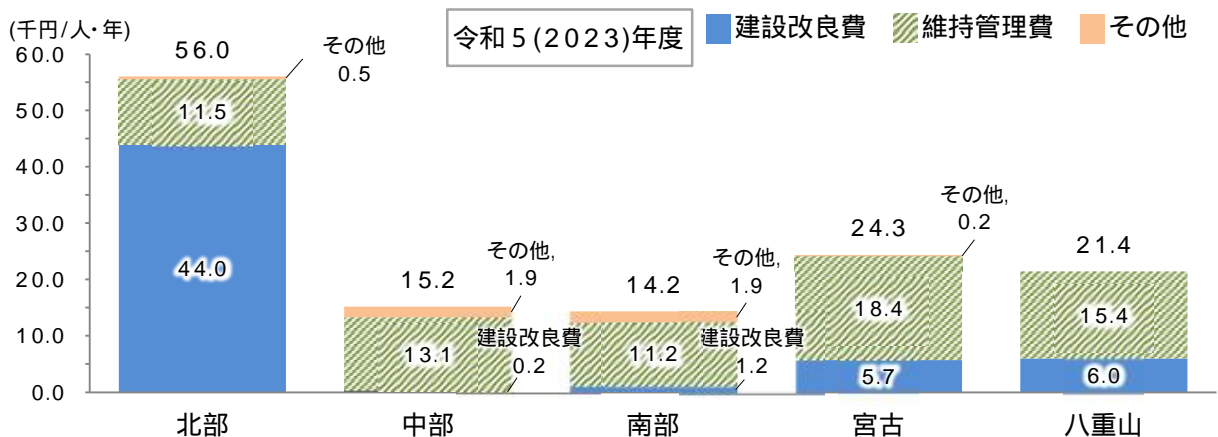


図 2.28 ブロック別 1人当たり年間ごみ処理経費の比較(令和 5 (2023)年度)

表 2.30 ブロック別ごみ 1 t 当たり処理経費の比較

(単位：千円/t・年)

項目	北部		中部		南部		宮古		八重山	
	令和元 (2019)	令和5 (2023)	令和元 (2019)	令和5 (2023)	令和元 (2019)	令和5 (2023)	令和元 (2019)	令和5 (2023)	令和元 (2019)	令和5 (2023)
建設改良費	0.4	127.0	7.8	0.6	12.7	4.0	0.0	16.1	4.4	15.5
維持管理費	26.7	33.1	33.9	41.1	30.7	37.3	28.9	51.5	23.4	39.3
その他	15.5	1.5	1.3	5.9	4.3	6.3	0.0	0.4	0.0	0.0
合計	42.6	161.6	43.0	47.6	47.7	47.6	28.9	68.1	27.8	54.7

ごみ 1 t 当たり処理経費 = ごみ処理経費(歳出) ÷ ごみ排出量
 四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。
 その他には、借入金の返済、不法投棄対策の経費などが含まれる。
 資料：一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)

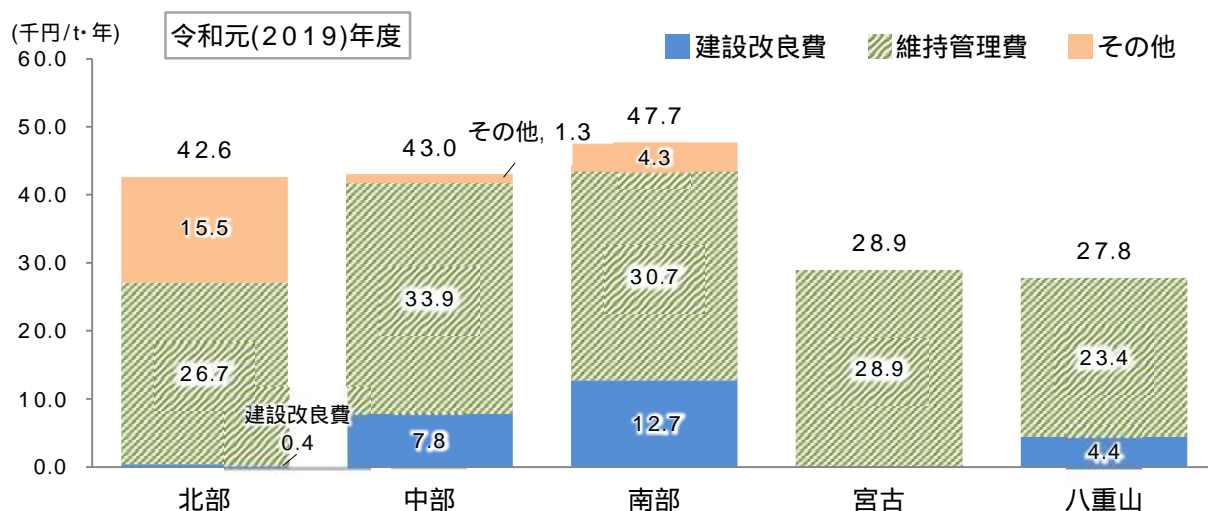


図 2.29 ブロック別ごみ 1 t 当たり処理経費の比較(令和元(2019)年度)

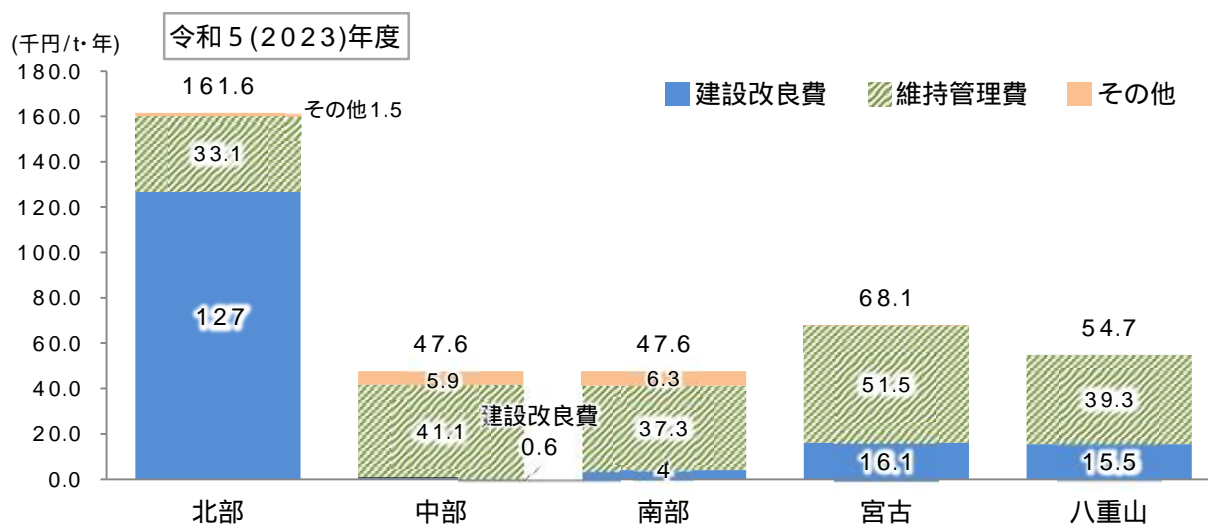


図 2.30 ブロック別ごみ 1 t 当たり処理経費の比較(令和5(2023)年度)

課題

ごみ処理経費の増加の要因として、廃棄物の適正処理を維持するための廃棄物処理施設の設備更新を迎えたことによる工事費の他、近年の物価高に伴う人件費及び施設整備の高騰も考えられます。今後、県内廃棄物処理施設の設備更新の時期が重なることから、引き続き予算の確保に取り組むことが重要です。

- ごみ処理経費を削減するためには、ごみの発生抑制が重要であり、県民の意識向上等が求められます。また、市町村がごみ処理事業費の分析を行い、より効率的・経済的な廃棄物処理体制を構築し、ごみ処理経費を削減していくことも重要です。

離島市町村（有人離島を抱える本島市町村を含む（以下同じ））は、島内で発生した処理困難物を島外へ海上輸送せざるを得ないため、輸送費等の負担がごみ処理経費に影響していることから、家電4品目の海上輸送費を補助する「離島対策事業協力制度」等の各種制度の活用について検討していく必要があります(下図参照)。

～ 地域によるごみ処理経費の比較 ～

離島は、島内でごみ処理施設を整備・維持しても、ごみの量が少ないため、処理コストも高くなりがちです(図)。

一部の地域では、特定のごみ（資源物など）のみ海上輸送により島外で処理を行うことで効率化やリサイクル率向上を図っています(図)。その場合も輸送コストは高くなるため、既存の輸送システムを活用するなどの工夫が必要です。



図 ごみ処理経費の比較（令和元(2019)年度）

地域別ではなく、市町村別に算出した処理単価を平均しているため、表 2.30 とは異なる値となっている。

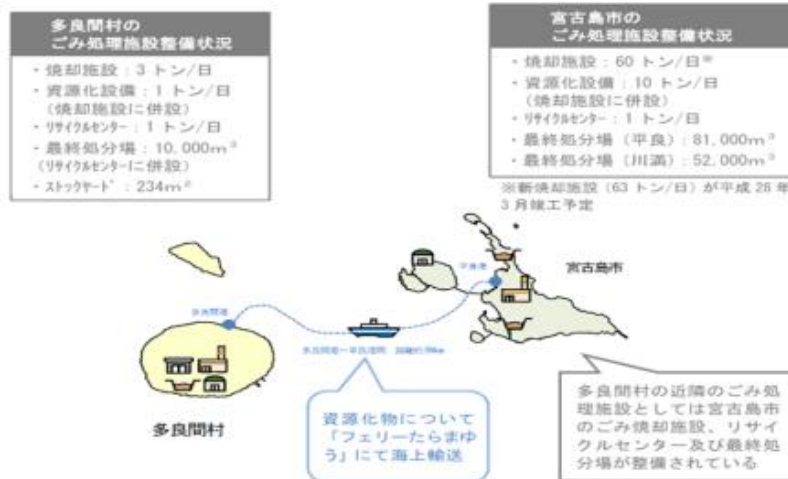


図 多良間島の資源物を宮古島に海上輸送

2.1.8 第五期計画の達成状況(一般廃棄物減量化目標)

達成状況

第五期計画における一般廃棄物の目標は、次のとおり設定しました。

令和7(2025)年度目標値(表2.31)

- 排出量を令和元(2019)年度に対し、11.0%削減します。
- 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を令和元(2019)年度に対し、0.2%削減します。
- 再生利用量を排出量の22.0%とします。
- 最終処分量を排出量の4.9%とします。

表 2.31 第五期計画の目標達成状況

区 分	令和元(2019)年度	令和7(2025)年度		令和5(2023)年度(現状値)	達成度
	実績	予測値	目標値	実績	結果
人口 (千人)	1,479	1,492		1,484	
排出量 (千t)	481 (889g/人・日)	511 (939g/人・日)	428 (786g/人・日)	468 (861g/人・日)	×
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(g/人・日)	490	525	489 <small>令和元(2019)年度 に対し0.2%削減</small>	477 <small>令和元(2019)年度 に対し2.7%削減</small>	○
再生利用量 (千t)	70 (14.5%)	74 (14.6%)	94 (22.0%)	70 (14.9%)	×
最終処分量 (千t)	32 (6.6%)	33 (6.4%)	21 (4.9%)	28 (6.0%)	×

- 1 達成度とは、令和5(2023)年度(現状値)が令和7(2025)年度(目標値)をすでに達成しているものは「○」、達成していないものは「×」としている。
- 2 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 = (「生活系ごみ」 - 「集団回収量」 - 「生活系ごみ計画収集量のうちの資源ごみ」 - 「生活系ごみ直接搬入量のうちの資源ごみ」) ÷ 総人口(外国人を含む) ÷ 365日(令和元(2019)年度と令和5(2023)年度は366日)

令和5(2023)年度と令和元(2019)年度の実績値を比較すると、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量が2.7%減少しており、目標達成しています(表2.31)。目標達成した要因を次のとおり整理しました。

- 本県の自治体別の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量について、削減傾向を示す自治体が多く、本県に特化した要因は確認できていませんが、日用品において詰め替え用の商品が増えていることや使い捨てプラスチック製品の使用削減、新聞や雑誌のデジタル化等による発行部数の減少などが複合的に作用した結果、目標達成された要因と考えられます。

○一方、排出量は令和7（2025）年度の目標値（428千t）に対し令和5（2023）年度の現状値（468千t）、再生利用率が令和7（2025）年度の目標値（22.0%）に対し令和5（2023）年度の現状値（14.9%）、最終処分率が令和7（2025）年度の目標値（4.9%）に対し、令和5（2023）年度の現状値（6.0%）となっており、排出量、再生利用量及び最終処分量は目標達成が難しい状況です（表2.31）。目標達成が難しい要因を次のとおり整理しました。

排出量について

- 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は目標値を上回って減少しているものの、令和元（2019）年度から令和5（2023）年度にかけて県の人口がおよそ5千人程度増加した影響もあり、生活系ごみは横ばいとなっています。一方、事業系ごみは、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2（2020）年度～令和4（2022）年度に減少した後、令和5（2023）年度には再び増加していることから観光客数の増加が排出量に影響していると考えられます（表2.19）。

再生利用量について

- 1人1日当たり資源化量を全国平均値と比較すると、紙類、プラスチック類、布類が低い水準となっており、全国に比べ資源化可能な廃棄物の分別回収体制の構築や住民の意識醸成が充分でないことが要因の1つと考えられます（表2.12）。

最終処分量について

- 令和元（2019）年度と令和5（2023）年度を比較すると、ごみの排出量は減少傾向にあるものの、再生利用量が横ばいとなっており、全国に比べプラスチックや紙類等の廃棄物の削減の取組が低いことが最終処分量の減少幅が小さい要因の1つと考えられます（表2.19）。

○本県は全国平均と比較してリサイクル率は低いものの、1人1日当たりごみ排出量、中間処理率、最終処分率、1人当たりごみ処理経費の評価は良好な状態となっています（表2.32～表2.33、図2.31）。

課題

課題を次のとおり整理しました。

排出量について

- 第五期計画期間内の生活系ごみ排出量はほとんど変化がないことから、食品ロスの削減やマイバックの利用を推進することなどにより、生活系ごみの排出量の削減を図る必要があります。事業系ごみについて、観光客数と事業系ごみ排出量の高い相関関係が認められており、観光客が排出するごみが事業系ごみ全体の量に一定の影響を与えていると考えられることから、事業系ごみのうち特に観光客が直接、または間接的に排出するごみの削減に向けて取組を行う必要があります。

再生利用量について

- 紙類、プラスチック類、布類の1人1日当たり資源化量は、全国平均値と比較して低くなっています。この中で、紙類の再生利用を行っている自治体の数は比較的多いですが、量で見ると全国平均の半分以下とかなり低い状況にあります。また、プラスチック類や布類については、再生利用を行っている自治体の数が少ないです。このため、紙類の分別収集量を増やすための周知や対象品目の拡大（段ボールのみを収集している自治体について、紙製容器包装や雑紙も対象とするなど）などの取組を行うとともに、プラスチック類や布類の再生利用を促進する取組を行う必要があります。

最終処分量について

- 最終処分量の内訳より、ごみの排出量、直接最終処分量、焼却残渣量のいずれも減少していますが、目標達成には至っていません。各項目の削減に向けて引き続き取組を行うとともに、再生利用を促進する取組を推進する必要があります。

表 2.32 都道府県一般廃棄物処理システム比較分析表(令和 5 (2023)年度)

区 分	1人1日当たり ごみ排出量 (g/人・日)	リサイクル率	中間処理率	最終処分率	1人当たり ごみ処理経費 (千円/人・年)
平均	878	18.1%	99.1%	8.7%	13.1
最大	989	29.0%	100.0%	17.0%	20.2
最小	749	11.9%	92.8%	2.9%	9.2
標準偏差	60	4.2%	1.2%	3.2%	2.1
沖縄県	861	14.9%	99.7%	6.0%	10.7
偏差値	52.9(18位)	42.4(37位)	55.0(13位)	58.5(12位)	61.2(7位)

1人1日当たりごみ排出量 = ごみ排出量(計画収集ごみ+直接搬入ごみ+集団回収ごみ) ÷ 366日 ÷ 人口 × 10⁶

リサイクル率 = 総資源化量 ÷ (ごみ処理量 + 集団回収量) × 100

中間処理率 = (直接焼却量 + 焼却以外の中間処理量 + 直接資源化量) ÷ ごみ処理量 × 100

最終処分率 = 最終処分量 ÷ ごみ排出量 × 100

1人当たりごみ処理経費 = ごみ処理経費(歳出) ÷ 人口

偏差値=100-(沖縄県実績-全国平均)/標準偏差×10+50)、全国平均は各都道府県の単純平均値。排出量と経費と最終処分率は数値が小さいほど、リサイクル率と中間処理率は数値が大きいほど良好な状態を示す。

資料：一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)

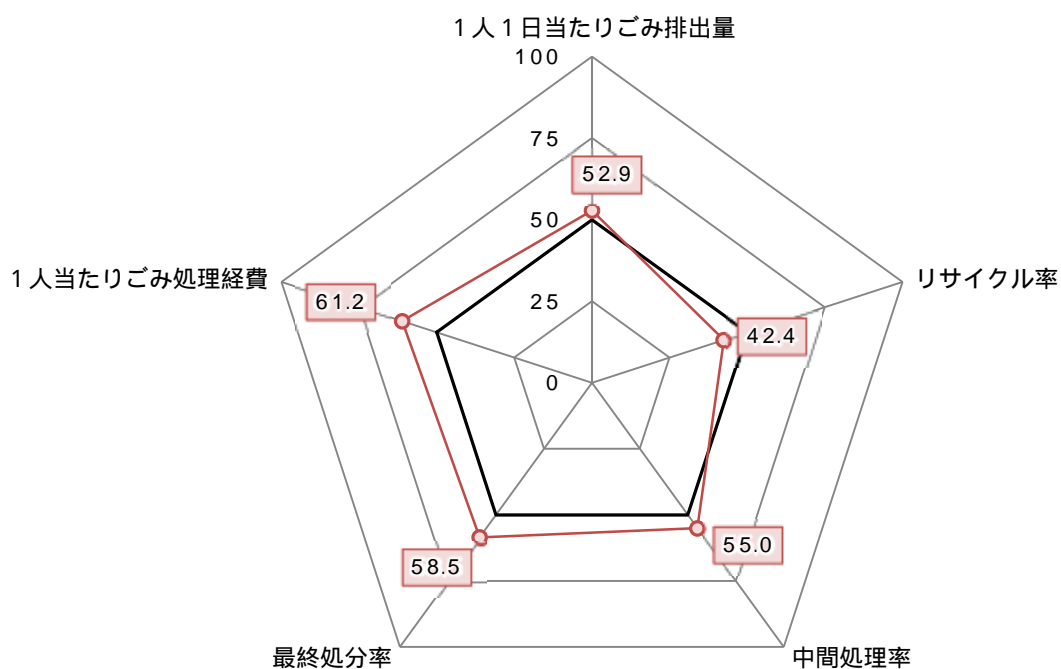


図 2.31 都道府県一般廃棄物処理システム比較分析表 偏差値 達成状況

表 2.33 令和 5 (2023) 年度都道府県指標比較

項目 都道府県名	1人1日当たり 排出量 (g/人・日)	リサイクル率	中間処理率	最終処分率	1人当たり ごみ処理経費 (千円/人・年)
北海道	912	22.8%	92.8%	17.0%	15.3
青森県	967	12.6%	96.6%	12.3%	12.6
岩手県	875	16.4%	99.7%	9.5%	12.6
宮城県	923	15.3%	99.4%	11.7%	10.4
秋田県	957	13.6%	99.0%	9.9%	14.9
山形県	868	13.4%	99.5%	9.7%	9.3
福島県	968	13.2%	99.6%	11.0%	12.1
茨城県	921	20.0%	100.0%	6.0%	11.9
栃木県	865	15.0%	100.0%	9.4%	13.5
群馬県	933	13.8%	99.9%	10.3%	10.2
埼玉県	790	24.3%	100.0%	4.0%	12.0
千葉県	839	22.6%	99.9%	5.7%	12.9
東京都	795	24.9%	99.9%	4.8%	14.4
神奈川県	769	24.2%	99.9%	8.5%	11.4
新潟県	956	18.7%	99.4%	9.5%	13.6
富山県	989	21.4%	99.1%	9.8%	9.2
石川県	902	12.9%	97.2%	12.4%	11.0
福井県	867	12.7%	99.8%	11.2%	12.9
山梨県	926	15.6%	100.0%	7.0%	12.6
長野県	770	22.0%	99.5%	4.2%	9.2
岐阜県	828	17.1%	98.1%	7.8%	14.9
静岡県	807	17.9%	99.6%	4.4%	13.1
愛知県	831	22.0%	99.4%	6.5%	12.6
三重県	892	19.5%	99.2%	2.9%	14.4
滋賀県	761	15.7%	99.1%	10.1%	12.0
京都府	749	14.6%	98.6%	13.7%	12.1
大阪府	877	12.6%	100.0%	11.9%	11.3
兵庫県	849	15.2%	99.1%	11.3%	11.6
奈良県	841	15.7%	99.5%	11.8%	16.9
和歌山県	890	11.9%	99.3%	12.8%	15.7
鳥取県	963	28.2%	99.7%	6.4%	15.3
島根県	902	19.9%	97.2%	8.9%	14.5
岡山県	923	29.0%	99.6%	3.9%	13.3
広島県	834	20.6%	98.6%	9.9%	13.4
山口県	946	21.6%	98.7%	4.5%	15.7
徳島県	911	15.8%	99.8%	11.3%	20.2
香川県	825	18.8%	99.2%	8.5%	13.7
愛媛県	836	15.8%	98.7%	8.7%	13.1
高知県	917	19.6%	99.0%	3.7%	13.4
福岡県	892	21.4%	99.4%	9.2%	15.5
佐賀県	856	20.0%	100.0%	3.8%	14.3
長崎県	930	15.8%	98.3%	7.4%	15.7
熊本県	844	19.8%	99.5%	8.6%	10.7
大分県	906	18.1%	99.3%	7.0%	13.8
宮崎県	933	16.6%	99.2%	13.3%	12.7
鹿児島県	877	15.6%	98.4%	11.2%	12.0
沖縄県	861(18位)	14.9%(37位)	99.7%(13位)	6.0%(12位)	10.7(7位)
全国	878	18.1%	99.1%	8.7%	13.1

2.1.9 生活排水について

(1) 生活排水の処理

現状

一般家庭からの生活排水には、し尿のほか台所や風呂場からの排水(生活雑排水)があり、公共下水道、農業・漁業集落排水、合併処理浄化槽では、生活排水の全てを処理して排水していますが、単独処理浄化槽やくみ取り槽では、し尿以外の生活雑排水は未処理のまま、河川などの公共用水域に排水しています。

生活排水処理施設の整備は地域の特性に応じて進められており、人口が密集する本島中南部において流域下水道による広域的な処理が行われ、その他の密集地域では、単独公共下水道や集落排水施設により処理が行われています。一方、本島北部や離島においては、浄化槽による個別処理が中心となっています。

資料：沖縄県汚水処理事業広域化・共同化計画（令和5年3月31日）

汚水処理施設の種類

種類	所管	概要
流域下水道	国土交通省	2以上の市町村の下水を排除し処理する下水道であり、県が管理を行うものをいいます。
公共下水道 (単独、流域関連)	国土交通省	主として市街地における下水を排除し処理する下水道で、終末処理場を有するものを単独公共下水道、流域下水道に接続するものを流域関連公共下水道といいます。
特定環境保全 公共下水道	国土交通省	市街化区域以外の区域において設置される下水道で、自然保護地域の水質保全や農山漁村の生活環境の改善を図ることを目的とするものです。
農業集落 排水施設	農林水産省	農業用水の水質保全や、農村生活環境の改善を図るため、農業振興地域内の農業集落におけるし尿、生活雑排水を処理する施設です。
漁業集落 排水施設	農林水産省	漁業集落環境の向上、漁港及び周辺海域の水質保全に寄与するため、指定漁港背後の漁業集落におけるし尿、生活雑排水を処理する施設です。
浄化槽 (合併処理浄化槽)	環境省	集合処理区域以外において、し尿と生活雑排水とを家庭毎に処理する設備であり、個人が設置するもの（個人設置型）と市町村が設置及び管理するもの（市町村設置型）があります。

過去6年間の生活排水処理人口の推移をみると、公共下水道人口は増加傾向、集落排水・合併処理浄化槽人口は横ばい、単独処理浄化槽人口は減少傾向で推移しています(表2.34、図2.32)。

表 2.34 生活排水処理人口の推移

(単位:千人)

項目	年度	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
公共下水道人口		941	944	955	959	960	963
合併処理浄化槽等人口		200	201	192	190	194	204
単独処理浄化槽人口		256	252	253	224	211	198
くみ取り人口		76	82	83	66	62	63
自家処理人口		0.04	0.04	0.03	0.05	0.03	0.02
集落排水施設等人口					46	55	57
合計		1,473	1,479	1,484	1,484	1,483	1,484

合併処理浄化槽等人口 = 合併処理浄化槽人口 + コミュニティプラント人口

平成30年度から令和2年度については、合併処理浄化槽等人口に集落排水施設等人口も含む。

四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

資料：一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)

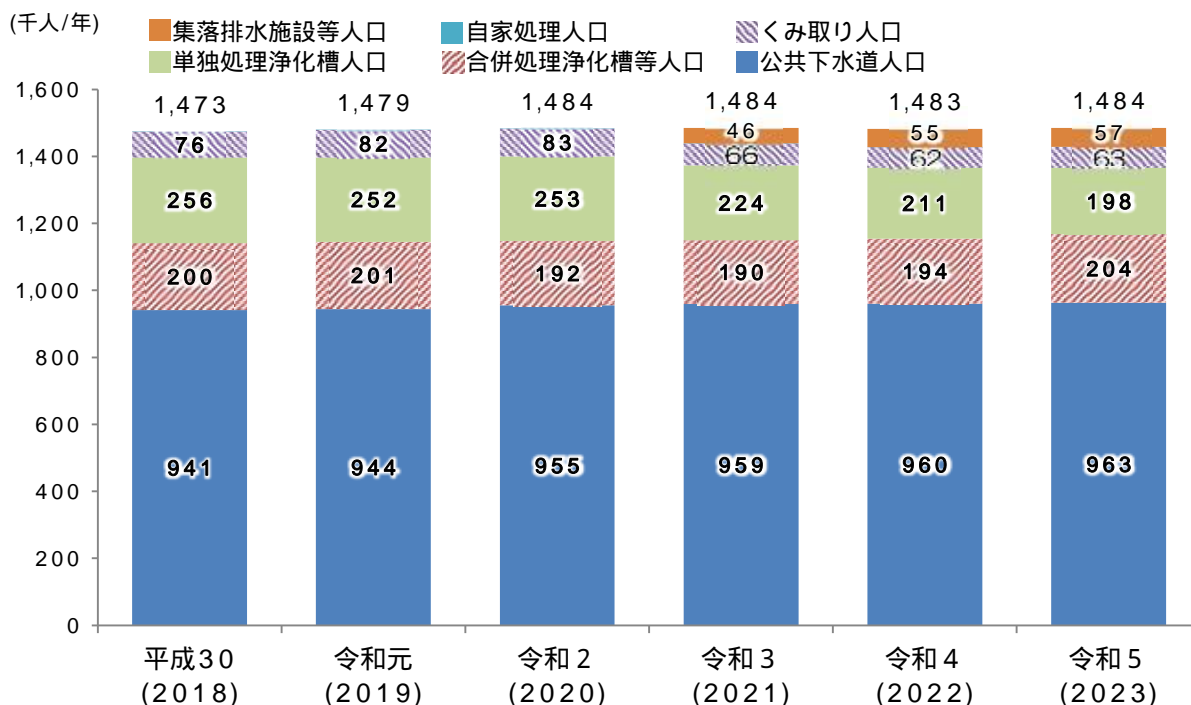


図 2.32 生活排水処理人口の推移

平成30年度から令和2年度については、合併処理浄化槽等人口に集落排水施設等人口も含む。

～単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ～

「単独処理浄化槽」は、し尿処理だけに対応している浄化槽であり、生活雑排水（台所、お風呂、洗濯等の排水）は未処理のまま河川等に放流されてしまいます。

水環境を守るため、平成 12(2000)年に浄化槽法が改正され、単独処理浄化槽の新設が禁止され、し尿と生活雑排水を併せて処理する「合併処理浄化槽」の設置が義務付けられました。また、既に設置されている単独処理浄化槽の使用者は合併処理浄化槽の転換に努めることとされています。

「沖縄汚水再生ちゅら水プラン（沖縄県下水道等整備構想）」では、汚水処理施設の早期整備に向けた取組として、集合処理以外の区域において、交付金等を積極的に活用し、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進を図ることとしています。

汚水衛生処理率（し尿とあわせて生活雑排水を処理できる人口の割合）は、令和 3 (2021) 年度以降、増加傾向にあります。全国平均値に比べると低い値で推移しています（表 2.35、図 2.33）。生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽人口）の比率が全国に比べ多いことが要因と考えられます。

$$\text{汚水衛生処理率} = (\text{公共下水道人口} + \text{合併処理浄化槽等人口} + \text{集落排水施設等人口}) \div \text{人口}$$

表 2.35 汚水衛生処理率の推移

年度 項目	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
沖縄県	77.5%	77.4%	77.3%	80.5%	81.6%	82.5%
全国	87.2%	87.7%	88.3%	89.3%	89.9%	90.4%

汚水衛生処理率 = (公共下水道人口 + 合併処理浄化槽等人口 + 集落排水施設等人口) ÷ 人口
資料：一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)

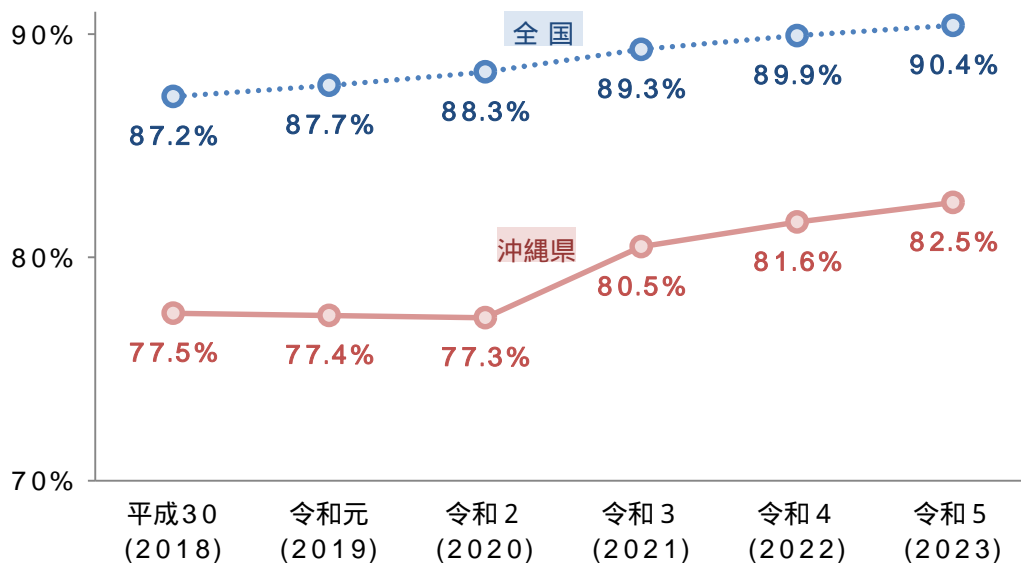


図 2.33 汚水衛生処理率の推移

課題

人口が集中している地区は、下水道や集落排水処理施設の整備及びそれらへの接続を推進、それ以外の地区では、合併処理浄化槽の整備を推進し、污水衛生処理率を向上させていく必要があります。

污水処理施設の事業運営は、人口減少に伴う使用料収入の減少や職員数の減少における執行体制の脆弱化、施設の老朽化に伴う大量更新期の到来等によりその経営環境は厳しさを増しており、効率的な事業運営が一層求められています。各污水処理事業の経営改善はもとより、地域や市町村の枠組みを超えた施設の統廃合や下水汚泥の共同処理など、スケールメリットを生かして効率的に管理が可能な広域化・共同化に取り組むことが重要です。

資料：沖縄県污水処理事業広域化・共同化計画（令和5年3月31日）

(2) し尿・浄化槽汚泥の処理

現状

【し尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移】

し尿処理（くみ取り）の割合は約10～15%、浄化槽汚泥処理（浄化槽の清掃時に引き出される汚泥）の割合は約85～90%で推移していますが、浄化槽の普及に伴いし尿処理量は減少し、浄化槽汚泥処理量が増加する傾向にあります（表2.36、図2.34）。

表 2.36 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移

(単位：千 kL/年)

項目 \ 区分	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
し尿処理量	24 (14.8%)	17 (10.8%)	22 (13.8%)	17 (10.8%)	17 (10.8%)	17 (10.1%)
浄化槽汚泥処理量	137 (85.2%)	141 (89.2%)	142 (86.5%)	142 (89.2%)	144 (89.2%)	154 (89.9%)
合計	161 (100%)	158 (100%)	164 (100%)	160 (100%)	161 (100%)	172 (100%)

四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

資料：一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)

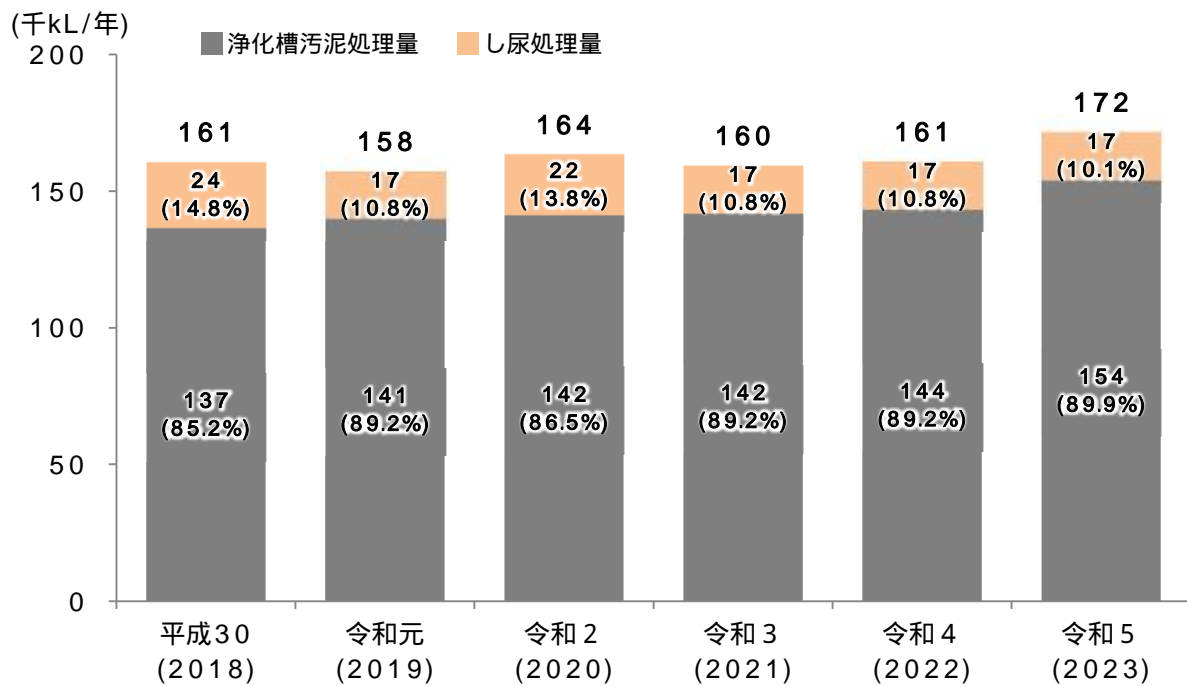


図 2.34 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移

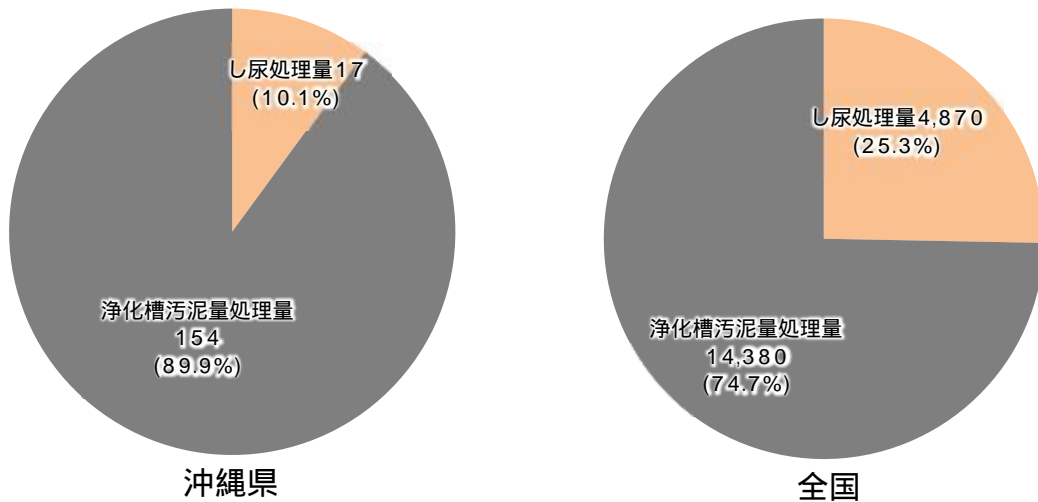
【全国平均値との比較】

浄化槽汚泥処理量の割合が全国と比較して高いことが特徴となっています(表 2.37、図 2.35)。

表 2.37 し尿・浄化槽汚泥処理量の比較(令和 5 (2023)年度)

項目	区分	沖縄県(千 kL)	比率	全国(千 kL)	比率
し尿処理量		17	10.1%	4,870	25.3%
浄化槽汚泥処理量		154	89.9%	14,380	74.7%
合計		172	100.0%	19,250	100.0%

資料：一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)



(単位：千 kL)

図 2.35 し尿・浄化槽汚泥処理量の比較(令和 5 (2023)年度)

1人1日当たりし尿・浄化槽汚泥処理量は全国と比較して少ない状況です(表 2.38)。

表 2.38 1人1日当たりし尿・浄化槽汚泥処理量の比較(令和 5 (2023)年度)

項目	区分	沖縄県(L/人・日)	全国(L/人・日)
1人1日当たりし尿量		0.76	2.89
1人1日当たり浄化槽汚泥量		1.05	1.93

資料：一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)

し尿・浄化槽汚泥の処理方式別割合について、全国の状況と比較すると、し尿処理施設による処理の割合が低く、下水道投入や農地還元の高い傾向にあります(表 2.39、図 2.36)。

表 2.39 し尿・浄化槽汚泥の処理方式別割合の比較(令和 5 (2023)年度)

項目	区分	沖縄県(千 kL)		全国(千 kL)	
			構成比		構成比
し尿処理施設		130	75.6%	17,358	90.3%
ごみ堆肥化施設		0	0.0%	21	0.1%
メタン化施設		0	0.0%	113	0.6%
下水道投入		23	13.3%	1,637	8.5%
農地還元		7	4.1%	19	0.1%
その他		12	7.0%	74	0.4%
合計		172	100.0%	19,221	100.0%

四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。
資料：一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)

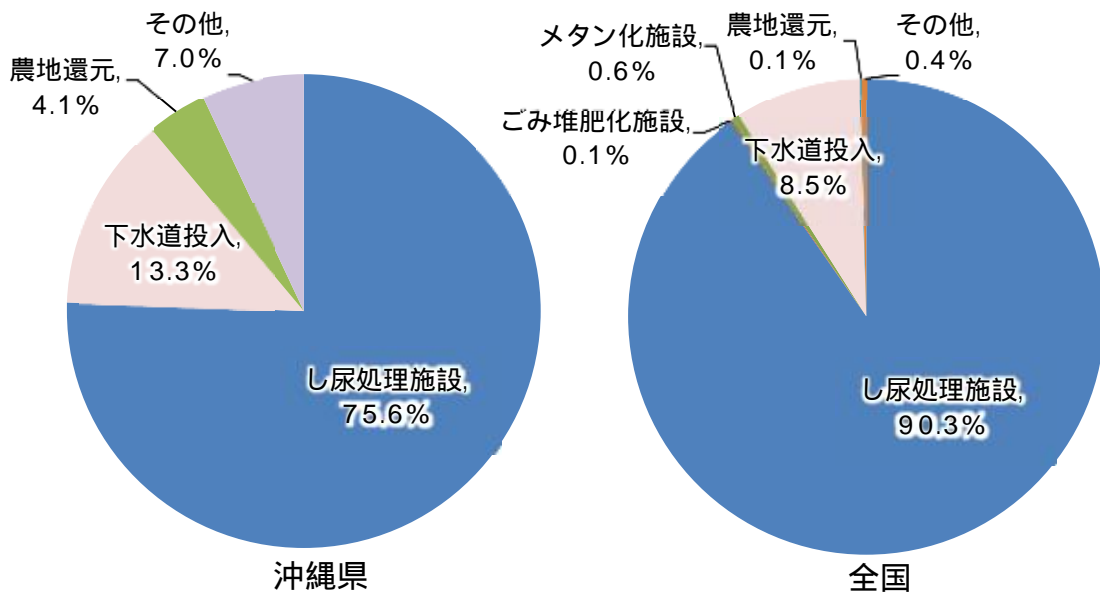


図 2.36 し尿・浄化槽汚泥の処理方式別割合の比較(令和 5 (2023)年度)

水洗化・生活雑排水処理人口について、全国の状況と比較すると、公共下水道人口の割合は低く、合併処理浄化槽人口の割合は高くなっています。また、生活雑排水未処理人口の割合は高く、非水洗化人口の割合は全国並みとなっています（表 2.40、図 2.37）。

表 2.40 水洗化人口及び非水洗化人口の比較(令和 5 (2023)年度)

項目	区分	沖縄県(千人)	比率	全国(千人)	比率
水洗化・生活雑排水処理人口		1,224	82.5%	113,048	90.4%
	公共下水道人口	963	64.9%	97,541	78.0%
	合併処理浄化槽等人口	204	13.7%	13,121	10.5%
	集落排水施設等人口	57	3.8%	2,386	1.9%
生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)		198	13.3%	7,411	5.9%
非水洗化人口		63	4.2%	4,610	3.7%
	計画収集人口	63	4.2%	4,570	3.7%
	自家処理人口	0.02	0.0%	40.16	0.0%
総人口(+ +)		1,484	100.0%	125,069	100.0%

四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

合併処理浄化槽等人口 = 合併処理浄化槽人口 + コミュニティプラント人口

資料：一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)

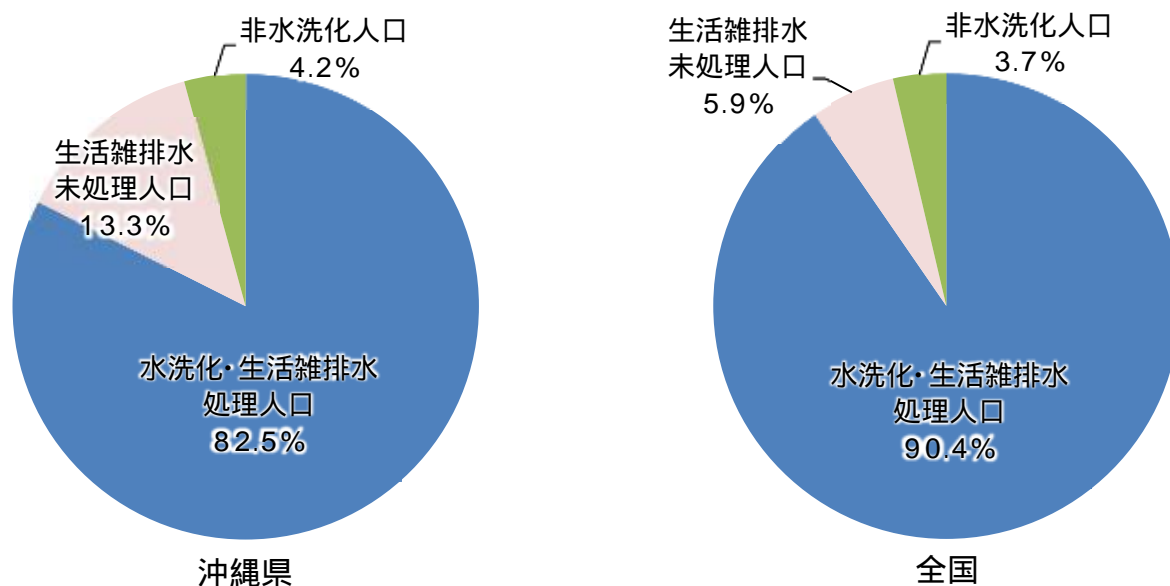


図 2.37 水洗化人口及び非水洗化人口の比較(令和 5 (2023)年度)

課題

し尿及び浄化槽汚泥を適正に処理するために、引き続きし尿処理施設等の維持管理・長寿命化を図るとともに、施設整備を推進していく必要があります。

本県は、全国に比べ生活排水未処理人口が多いことから、引き続き合併処理浄化槽への切り換えを推進していく必要があります。

2.2 産業廃棄物の排出・処理状況と課題

2.2.1 令和5(2023)年度 産業廃棄物処理の流れ

令和5(2023)年度に県内の事業所等で生じた有償物を含む産業廃棄物等の発生量(以下、発生量という。)は、186万5千t(動物のふん尿を除く)と推計されています(図2.38、表2.41)。なお、動物のふん尿については、本県の種類別排出量では最も多く第1位を占めていますが、関係部局により「沖縄県家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」等に基づき、計画的に堆肥化や農地・牧草地への還元等に取り組みられているため、本計画の発生量、排出量、再生利用量等の統計からは除いています。

発生量から有償物量を除いた排出量のうち、脱水や焼却など中間処理された量は153万8千t(排出量の88.5%)、中間処理を経ず直接再生利用された量は14万4千t(8.3%)、直接最終処分された量は5万4千t(3.1%)となっています。一方、中間処理による減量化量は81万2千t(46.8%)、再生利用量は82万4千t(47.5%)、最終処分量は9万8千t(5.6%)となっています。

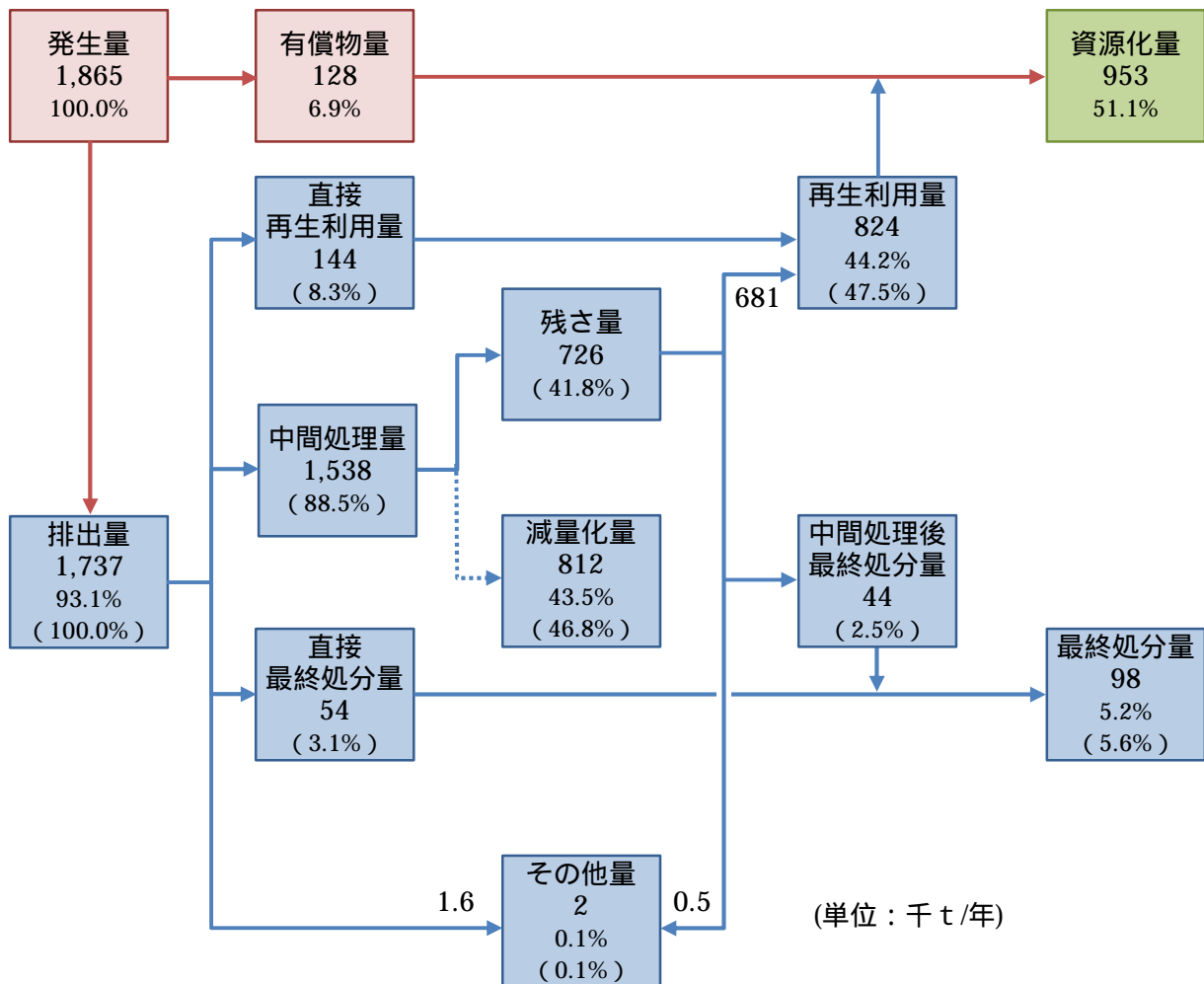


図 2.38 令和5(2023)年度 ごみ処理・処分フロー(産業廃棄物)

2.2.2 産業廃棄物等の発生状況

現状

平成6(1994)年度以降、発生量、排出量は経年的には減少する傾向にありましたが、平成25(2013)年度は有償物量の増加に伴い発生量が増加しました。令和元(2019)年度以降は発生量が減少していますが、有償物量の割合も減少傾向にあります(表2.41)。

表 2.41 発生・排出状況の推移

(単位：千t/年)

項目	年度	平成6 (1994)	平成11 (1999)	平成15 (2003)	平成20 (2008)	平成25 (2013)	令和元 (2019)	令和5 (2023)
発生量		2,666 (100.0%)	2,169 (100.0%)	2,148 (100.0%)	2,082 (100.0%)	2,160 (100.0%)	2,018 (100.0%)	1,865 (100.0%)
有償物量		376 (14.1%)	222 (10.2%)	210 (9.8%)	207 (9.9%)	333 (15.4%)	177 (8.8%)	128 (6.9%)
排出量		2,290 (85.9%)	1,947 (89.8%)	1,938 (90.2%)	1,875 (90.1%)	1,826 (84.6%)	1,842 (91.2%)	1,737 (93.1%)

発生量：事業場内等で生じた産業廃棄物量(排出量)及び有償物量の合計。

排出量：発生量のうち、有償物量を除いた量。

有償物：排出事業者が何ら処理することなく他人に有償で売却したものまたは有償売却できるものを自ら利用したもの。法令上は廃棄物に該当しない。

四捨五入の関係で合計と個々の計及び()内の割合が一致しない場合がある。

資料：沖縄県産業廃棄物実態調査報告書(沖縄県環境部)



図 2.39 発生・排出状況の推移

課題

産業廃棄物の発生量・排出量は、排出事業者による発生・排出抑制などの取組等により、平成6(1994)年度以降、概ね減少傾向にありますが、産業活動の促進と排出量の更なる削減に向けた取組の両立が必要です。

2.2.3 産業廃棄物の排出状況

(1) 業種別の排出量

令和元(2019)年度と比較すると、令和5(2023)年度は製造業が17.3%増加していますが、電気・水道業、建設業は減少しており、排出量全体としては10万5千t(5.7%)の減少となっています(表2.42)。

なお、製造業の増加については、製造品出荷額等の増加(令和元(2019)年度:4,859億円 令和5(2023)年度:5,067億円)等の影響によるものと考えられます。また、電気・水道業の減少については電気業の販売電力量の減少(令和元(2019)年度:73億1,646万kWh 令和5(2023)年度:69億6,526万kWh) 建設業の減少については建築物の除却戸数の減少(令和元(2019)年度:763戸 令和5(2023)年度:509戸)等の影響によるものと考えられます。

令和5(2023)年度においても電気・水道業が最も多く、以下、製造業、建設業の順となっており、これら3業種で全体の97.7%を占めています(表2.42、図2.40)。

表 2.42 業種別排出量の比較

(単位:千t/年)

項目	区分	令和元(2019)年度		令和5(2023)年度		増減率(%)
		排出量	構成比(%)	排出量	構成比(%)	
電気・水道業		900	48.9	821	47.3	8.8
製造業		422	22.9	495	28.5	17.3
建設業		478	25.9	380	21.9	20.5
その他の業種		42	2.3	41	2.4	2.4
合計		1,842	100.0	1,737	100.0	5.7

四捨五入の関係で合計と個々の計が一致しない場合がある。

資料：沖縄県産業廃棄物実態調査報告書(沖縄県環境部)

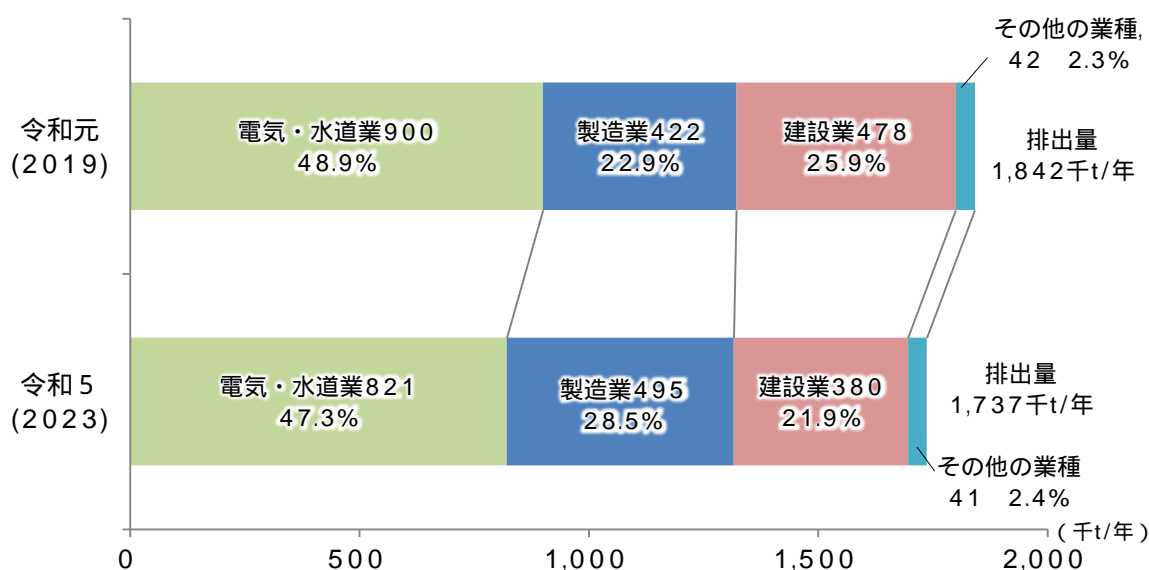


図 2.40 業種別排出量の比較

(2) 種類別の排出量

令和5(2023)年度は汚泥が最も多く、以下、がれき類、動植物性残さ、ばいじん、ガラス・コンクリート・陶磁器くずとなっており、これら5種類で全体の87.4%を占めています。令和元(2019)年度から上位5種類の構成に変動はありませんが、汚泥の排出量は増加し、それ以外の4種類の排出量は減少しています(表2.43、図2.41)。

表 2.43 種類別排出量の比較

(単位:千t/年)

種類	区分	令和元(2019)年度		令和5(2023)年度		増減率(%)
			構成比(%)		構成比(%)	
汚泥		873	47.4	901	51.9	3.2
	有機性汚泥	777	42.2	700	40.3	9.9
	無機性汚泥	97	5.2	201	11.6	107.2
がれき類		368	20.0	256	14.7	30.4
動植物性残さ		202	11.0	189	10.9	6.4
ばいじん		136	7.4	86	5.0	36.8
ガラス・コンクリート・陶磁器くず		98	5.3	85	4.9	13.3
木くず		30	1.6	45	2.6	50.0
廃プラスチック類		27	1.5	17	1.0	37.0
鋳さい		24	1.3	22	1.2	8.3
その他の種類		83	4.6	136	7.8	63.9
合計		1,842	100.0	1,737	100.0	5.7

四捨五入の関係で合計と個々の計及び()内の割合が一致しない場合がある。

資料：沖縄県産業廃棄物実態調査報告書(沖縄県環境部)

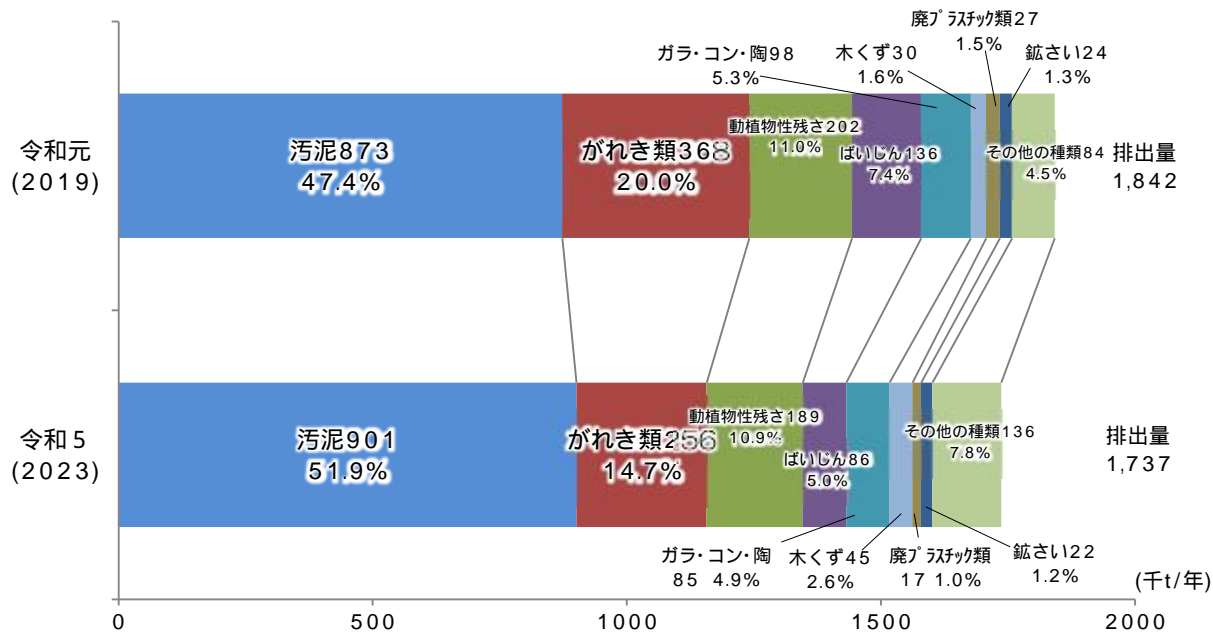


図 2.41 種類別排出量の比較

(3) 地域別の排出量

○地域区分については、表 2.44 に示しています。

令和元(2019)年度と比較すると、令和5(2023)年度の排出量は宮古地域、那覇市域が増加し、その他の地域では減少しています。特に八重山地域の減少率が高くなっています。また、令和5(2023)年度の排出量では、中部、那覇市、北部の3地域が上位を占めており、この3地域で全体の86.6%を占めています(表2.45及び図2.42)。

表 2.44 地域区分

地域名	市町村名
北部地域	名護市, 国頭村, 大宜味村, 東村, 今帰仁村, 本部町, 恩納村, 宜野座村, 金武町, 伊江村, 伊平屋村, 伊是名村
中部地域	沖縄市, 宜野湾市, 浦添市, うるま市, 読谷村, 嘉手納町, 北谷町, 北中城村, 中城村, 西原町
南部地域	糸満市, 豊見城市, 南城市, 与那原町, 南風原町, 八重瀬町, 久米島町, 渡嘉敷村, 座間味村, 粟国村, 渡名喜村, 南大東村, 北大東村
宮古地域	宮古島市, 多良間村
八重山地域	石垣市, 竹富町, 与那国町
那覇市域	那覇市

資料：沖縄県産業廃棄物実態調査報告書(沖縄県環境部)

産業廃棄物の地域区分については、各保健所の所管市町村ではなく、排出量の推移を比較するため、従前の計画と同じ区分としており、恩納村・宜野座村・金武町は北部地域に、浦添市・西原町は中部地域に区分している。

表 2.45 地域別の排出量の比較

(単位:千t/年)

項目	区分	令和元(2019)年度		令和5(2023)年度		増減率(%)
			構成比(%)		構成比(%)	
	北部地域	326	17.7	231	13.3	29.1
	中部地域	823	44.7	759	43.7	7.8
	南部地域	144	7.8	120	6.9	16.7
	宮古地域	81	4.4	99	5.7	22.2
	八重山地域	65	3.5	13	0.7	80.6
	那覇市域	402	21.8	514	29.6	27.9

四捨五入の関係で合計と個々の計及び()内の割合が一致しない場合がある。

資料：沖縄県産業廃棄物実態調査報告書(沖縄県環境部)

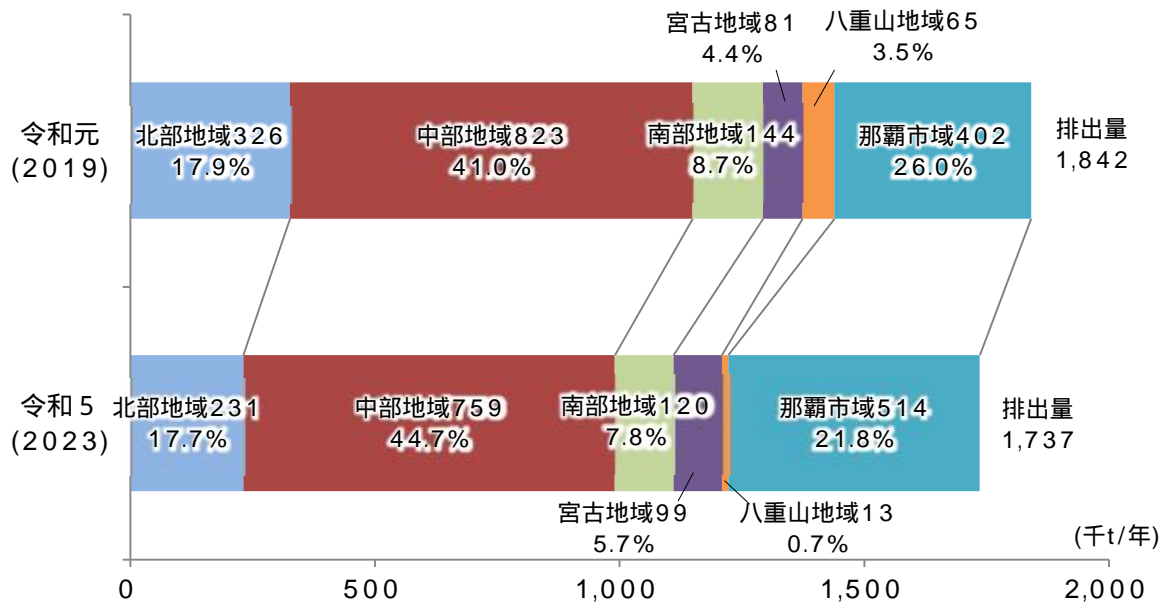


図 2.42 地域別排出量の比較

上位を占める中部、那覇市、北部の3地域において、業種では電気・水道業、建設業、製造業、種類では汚泥、がれき類が大半を占めています。南部、宮古、八重山の3地域において、業種では建設業、製造業、種類ではがれき類、動植物性残さが大半を占めています。八重山地域では、木くずが約30%と最も多くの割合を占めています(表2.46)。

表 2.46 地域別の排出状況(令和5(2023)年度実績)

(単位:千t)

区分		北部地域	中部地域	南部地域	宮古地域	八重山地域	那覇市域
業種	1位	電気・水道業 110 (47.5%)	電気・水道業 438 (57.7%)	建設業 76 (63.4%)	製造業 76 (76.9%)	製造業 8 (59.8%)	電気・水道業 272 (52.9%)
	2位	建設業 60 (26.0%)	製造業 198 (26.1%)	製造業 39 (33.0%)	建設業 22 (22.3%)	建設業 4 (31.7%)	製造業 118 (23.0%)
	3位	製造業 55 (23.9%)	建設業 107 (14.0%)	卸・小売業 1 (0.9%)	農業・林業 0.4 (0.4%)	農業・林業 1 (4.3%)	建設業 111 (21.6%)
	その他 種類	その他 6 (2.6%)	その他 17 (2.2%)	その他 3 (2.8%)	その他 0.4 (0.4%)	その他 1 (4.2%)	その他 13 (2.5%)
	合計	231 (100.0%)	759 (100.0%)	120 (100.0%)	99 (100.0%)	13 (100.0%)	514 (100.0%)
種類	1位	汚泥 78 (33.6%)	汚泥 474 (62.4%)	がれき類 55 (45.9%)	動植物性残さ 71 (71.4%)	木くず 4 (30.3%)	汚泥 334 (65.1%)
	2位	ばいじん 61 (26.5%)	がれき類 62 (8.2%)	動植物性残さ 22 (18.6%)	がれき類 21 (21.1%)	がれき類 3 (23.3%)	がれき類 66 (12.9%)
	3位	がれき類 49 (18.8%)	金属くず 38 (5.0%)	汚泥 14 (11.9%)	木くず 3 (3.0%)	動植物性残さ 3 (20.4%)	ガラス・コンクリート・ 陶磁器くず 45 (8.8%)
	その他 種類	その他 43 (18.8%)	その他 185 (24.4%)	その他 28 (23.7%)	その他 4 (4.4%)	その他 3 (26.0%)	その他 68 (13.3%)
	合計	231 (100.0%)	759 (100.0%)	120 (100.0%)	99 (100.0%)	13 (100.0%)	514 (100.0%)

四捨五入の関係で合計と個々の計が一致しない場合がある。

資料：沖縄県産業廃棄物実態調査報告書(沖縄県環境部)

2.2.4 産業廃棄物の処理状況

現状

令和5(2023)年度の産業廃棄物の処理・処分状況をみると、排出量173万7千tのうち、再生利用量は82万4千t(排出量の47.5%)、中間処理による減量化量は81万2千t(46.8%)、最終処分量は9万8千t(5.6%)、保管等のその他量は2千t(0.1%)となっています(表2.47)。

表 2.47 処理状況の比較

(単位:千t/年)

項目	令和元(2019)年度		令和5(2023)年度		増減率 (%)
	年度	構成比(%)	年度	構成比(%)	
再生利用量	893	48.5	824	47.5	7.7
減量化量	878	47.7	812	46.8	7.5
最終処分量	69	3.8	98	5.6	42.0
その他量	1	0.1	2	0.1	100.0
合計	1,842	100.0	1,737	100.0	5.7

再生利用量: 排出量のうち、排出事業者または処理業者等で再生利用された量。

再生利用率 = 再生利用量 ÷ 排出量

減量化量: 排出量から再生利用量、最終処分量、その他量を除いた量。

減量化率 = 減量化量 ÷ 排出量

その他量: 事業場内等に保管されている量。

四捨五入の関係で合計と個々の計が一致しない場合がある。

資料: 沖縄県産業廃棄物実態調査報告書(沖縄県環境部)

令和元(2019)年度と比較すると、令和5(2023)年度は、排出量が10万5千t減少している一方で、再生利用量は6万9千t(7.7%)減少、中間処理による減量化量は6万6千t(7.5%)減少、最終処分量は2万9千t(42.0%)増加しています(表2.47、図2.43~図2.45)。

排出量、再生利用量、最終処分量の増減要因については、2-75ページに記載しています。

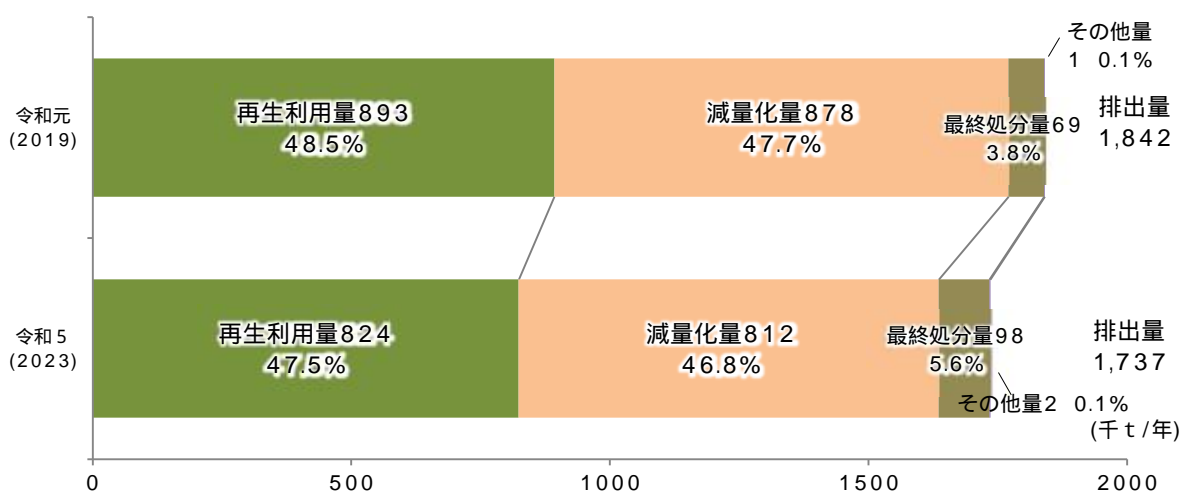


図 2.43 処理状況の比較

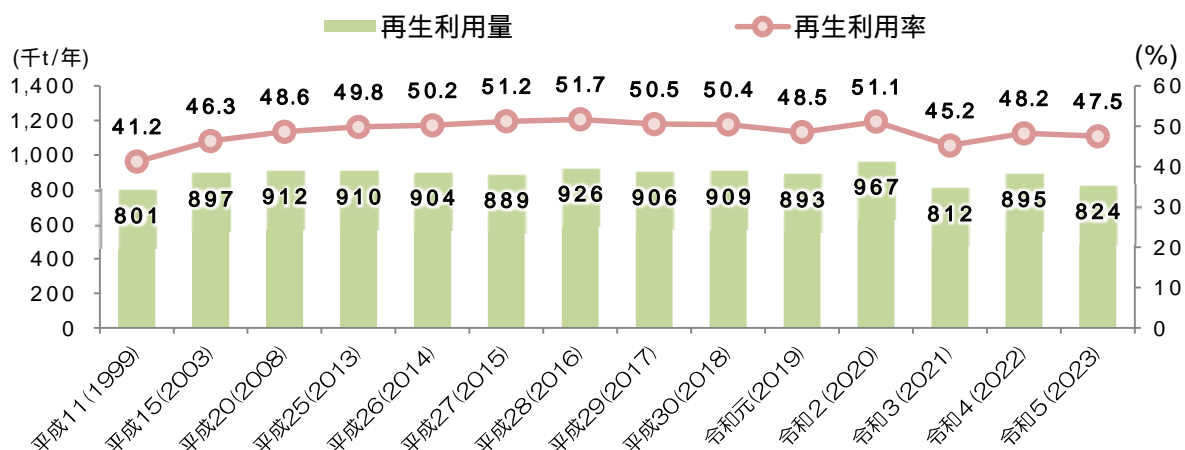


図 2.44 再生利用量の推移

再生利用率 = 再生利用量 ÷ 排出量

図中の再生利用量、再生利用率は動物のふん尿を除く数値である。

資料：平成11・15・20・25・令和元・5年度は「沖縄県産業廃棄物実態調査報告書」、平成26～30・令和2～令和4年度は「沖縄県産業廃棄物実態調査フォローアップ業務報告書」

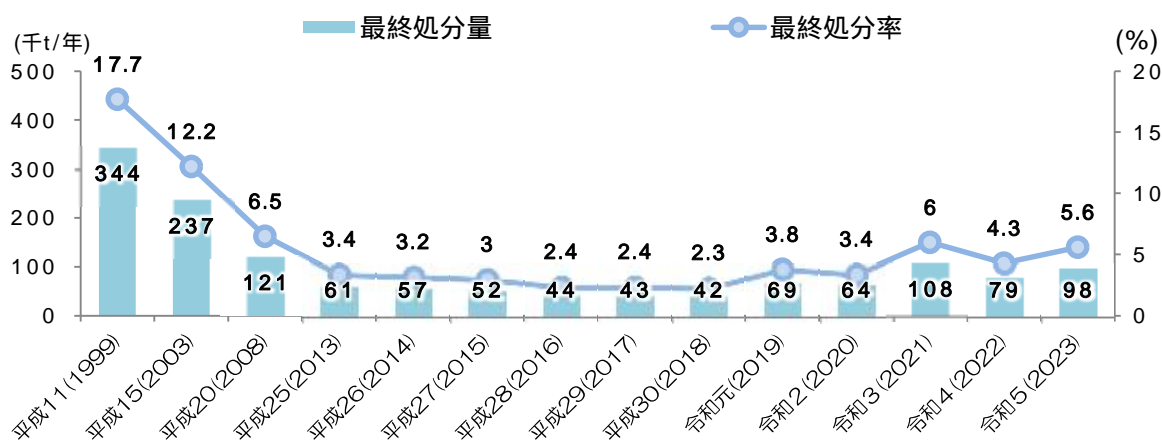


図 2.45 最終処分量の推移

最終処分率 = 最終処分量 ÷ 排出量

資料：平成11・15・20・25・令和元・5年度は「沖縄県産業廃棄物実態調査報告書」、平成26～30・令和2～4年度は「沖縄県産業廃棄物実態調査フォローアップ業務報告書」

課題

令和5(2023)年度の排出量は減少しましたが、最終処分量は増加しています。再生利用量についてはがれき類等の再生資材としての流通量に、減量化量については総排出量の変動により増減があるものと考えられます。そのため、再生利用率及び減量化率にも注目し、それぞれの比率向上を目指して施設整備の支援を行うなどの取組が必要です。

(1) 業種別の処理状況

(ア)再生利用量

再生利用量を業種別にみると、製造業が38万1千t(46.2%)で最も多く、次いで建設業が29万3千t(35.6%)、電気・水道業が12万8千t(15.5%)となっており、これら3業種で再生利用量の97.3%を占めています(表2.48、図2.46)。

(イ)減量化量

減量化量は、電気・水道業が66万7千t(82.1%)となっており、その大部分を占めています(表2.48、図2.46)。

(ウ)最終処分量

最終処分量は、建設業が4万3千t(43.9%)で最も多く、次いで電気・水道業が2万5千t(25.5%)、製造業が2万3千t(23.5%)となっており、これら3業種で最終処分量の92.9%を占めています(表2.48、図2.46)。

表 2.48 業種別の処理状況(令和5(2023)年度)

(単位:千t/年)

項目	区分		再生利用量		減量化量		最終処分量	
	排出量	構成比 (%)	再生利用量	構成比 (%)	減量化量	構成比 (%)	最終処分量	構成比 (%)
建設業	380	21.9	293	35.6	44	5.4	43	43.9
製造業	495	28.5	381	46.2	90	11.1	23	23.5
電気・水道業	821	47.3	128	15.5	667	82.1	25	25.5
卸・小売業	21	1.2	14	1.7	3	0.4	3	3.1
その他の業種	20	1.2	8	1.0	8	1.0	4	4.1
合計	1,737	100.0	824	100.0	812	100.0	98	100.0

四捨五入の関係で合計と個々の計が一致しない場合がある。
資料：沖縄県産業廃棄物実態調査報告書(沖縄県環境部)

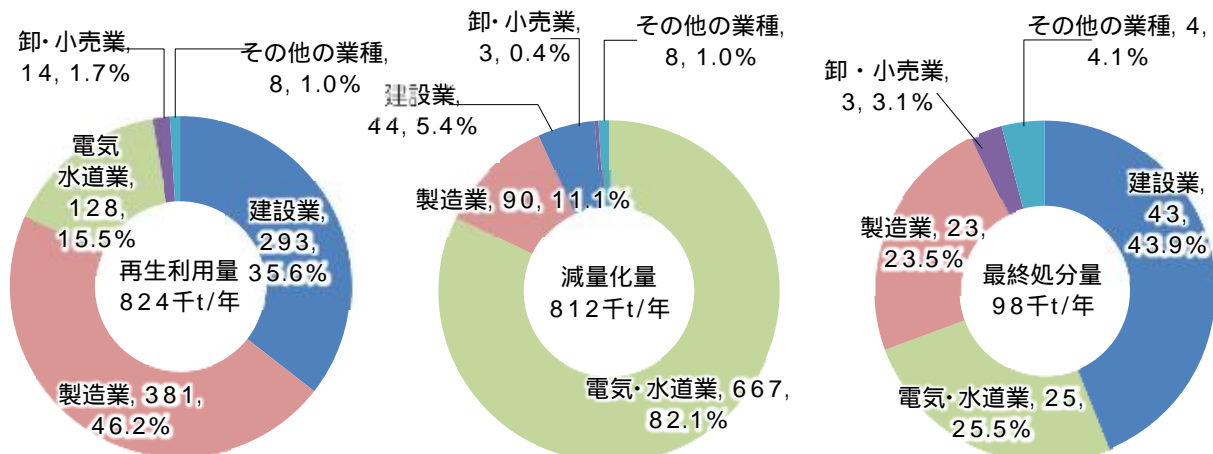


図 2.46 業種別の処理状況(令和5(2023)年度)

(2) 種類別の処理状況

(ア)再生利用量

再生利用量を種類別にみると、がれき類が23万t(27.9%)で最も多く、次いで動植物性残さが16万1千t(19.5%)、汚泥が14万6千t(17.7%)となっており、これら3種類で再生利用量の65.1%を占めています(表2.49、図2.47)。

(イ)減量化量

減量化量は、汚泥(主に下水道業)が74万2千t(91.4%)で、大部分を占めています(表2.49、図2.47)。

(ウ)最終処分量

最終処分量を種類別にみると、建設混合廃棄物を含むその他の種類が3万7千t(37.8%)で最も多く、次いでばいじんが1万7千t(17.3%)、汚泥が1万1千t(11.2%)となっており、これらで最終処分量の66.3%を占めています(表2.49、図2.46)。

表 2.49 種類別の処理状況(令和5(2023)年度)

(単位:千t/年)

種類	区分		再生利用量		減量化量		最終処分量	
	排出量	構成比(%)	再生利用量	構成比(%)	減量化量	構成比(%)	最終処分量	構成比(%)
汚泥	901	51.9	146	17.7	742	91.4	11	11.2
がれき類	256	14.7	230	27.9	17	2.1	9	9.2
動植物性残さ	189	10.9	161	19.5	27	3.3	1	1.0
ばいじん	91	5.2	69	8.4	0	0.0	17	17.3
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	85	4.9	73	8.9	2	0.3	10	10.2
木くず	45	2.6	37	4.5	5	0.6	3	3.1
廃プラスチック類	17	1.0	6	0.7	4	0.5	7	7.1
鋳さい	22	1.3	22	2.7	0	0.0	0	0.0
燃え殻	14	0.8	11	1.3	0	0.0	3	3.1
その他の種類	117	6.7	69	8.4	15	1.8	37	37.8
合計	1,737	100.0	824	100.0	812	100.0	98	100.0

四捨五入の関係で合計と個々の計が一致しない場合がある。

その他の種類：廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、繊維くず、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、動物の死体、その他産業廃棄物(建設混合廃棄物含む)

資料：沖縄県産業廃棄物実態調査報告書(沖縄県環境部)

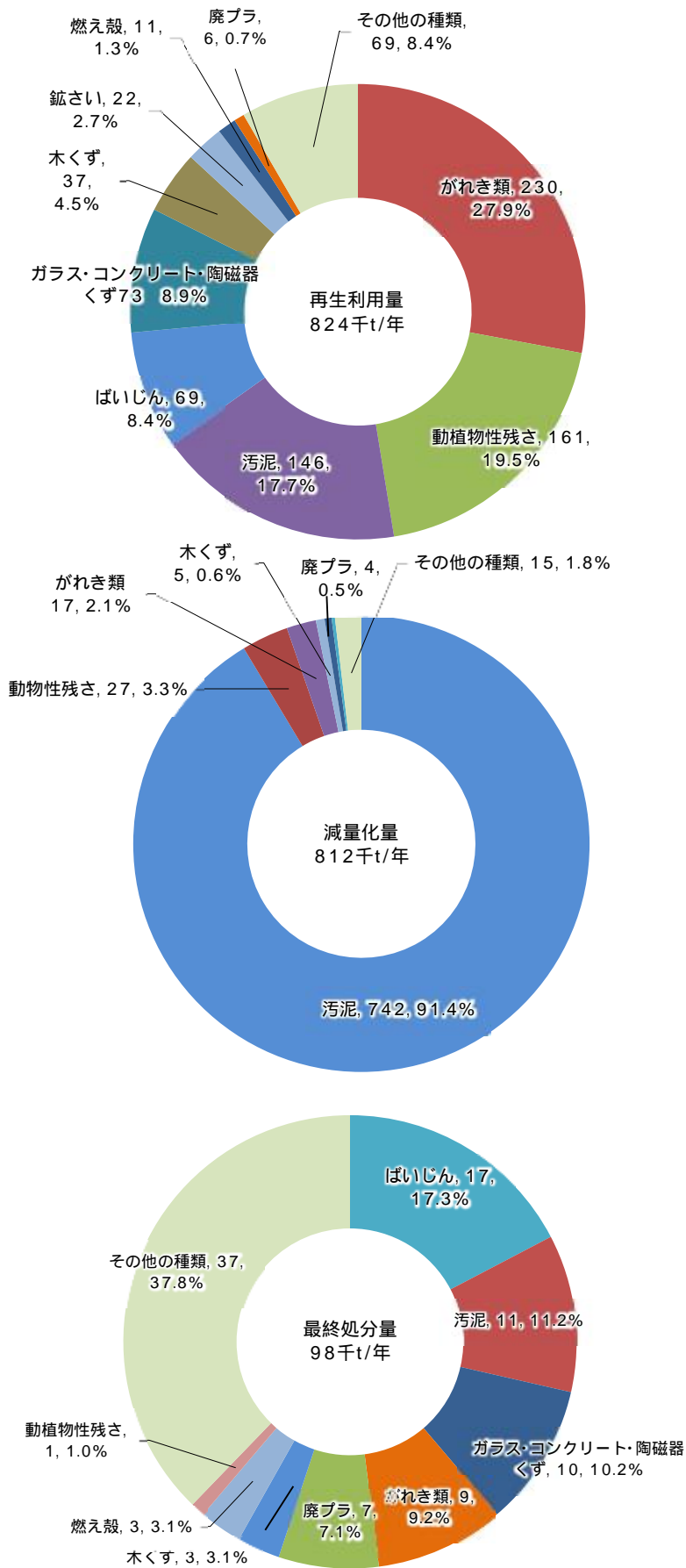


図 2.46 種類別の処理状況(令和 5 (2023)年度)

(3) 種類別処理状況の比較

(ア)再生利用量

再生利用率は汚泥、動植物性残さ、木くず等が増加していますが、がれき類、ばいじん等は減少しており、合計で6万9千t減少しています(表 2.50)。

(イ)減量化量

減量化率はがれき類、廃プラスチック類等が増加していますが、汚泥、動植物性残さ等が減少しており、合計で6万6千t減少しています(表 2.50)。

(ウ)最終処分量

最終処分量は汚泥、ばいじん、ガラス・コンクリート・陶磁器くずが他の種類と比べて大きく増加しており、合計で2万9千t増加しています(表 2.50)。

表 2.50 種類別排出量・処理状況の比較

(単位：千t/年)

年度	令和元(2019)年度				令和5(2023)年度			
	排出量	再生利用量 (再生利用率)	減量化量 (減量化率)	最終処分量 (最終処分率)	排出量	再生利用量 (再生利用率)	減量化量 (減量化率)	最終処分量 (最終処分率)
汚泥	873	84 (9.6%)	786 (90.0%)	3 (0.3%)	901	146 (16.2%)	742 (82.4%)	11 (1.2%)
がれき類	368	358 (97.3%)	3 (0.8%)	7 (1.9%)	256	230 (89.8%)	17 (6.6%)	9 (3.5%)
動植物性残さ	202	133 (65.8%)	69 (34.2%)	0 -	189	161 (85.2%)	27 (14.3%)	1 (0.5%)
ばいじん	136	131 (96.3%)	0	5 (3.7%)	91	69 (75.8%)	0	17 (18.7%)
ガラス・コンクリート・ 陶磁器くず	98	92 (93.9%)	2 (2.0%)	4 (4.1%)	85	73 (85.9%)	2 (2.4%)	10 (11.8%)
木くず	30	24 (80.0%)	2 (6.7%)	3 (10.0%)	45	37 (82.2%)	5 (11.1%)	3 (6.7%)
廃プラスチック類	27	12 (44.4%)	2 (7.4%)	13 (48.1%)	17	6 (35.3%)	4 (23.5%)	7 (41.2%)
鋳さい	24	24 (100.0%)	0	0 -	22	22 (100.0%)	0	0 -
その他の種類	84	35 (41.7%)	14 (16.7%)	34 (40.5%)	131	80 (61.1%)	15 (11.5%)	40 (30.5%)
合計	1,842	893 (48.5%)	878 (47.7%)	69 (3.8%)	1,737	824 (47.5%)	812 (46.8%)	98 (5.6%)

再生利用率 = 再生利用量 ÷ 排出量、減量化率 = 減量化量 ÷ 排出量、最終処分率 = 最終処分量 ÷ 排出量
四捨五入の関係で合計と個々の計が一致しない場合がある。

その他の種類：廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、繊維くず、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、
動物の死体、その他産業廃棄物（建設混合廃棄物含む）

資料：沖縄県産業廃棄物実態調査報告書(沖縄県環境部)

2.2.5 特別管理産業廃棄物の排出・処理状況

(1) 特別管理産業廃棄物の排出・処理状況(P C B 廃棄物を除く)

現状

○令和 5 (2023) 年度における特別管理産業廃棄物の処理の流れは、以下のとおりです。県内の特別管理産業廃棄物の排出量は 11,786t、産業廃棄物全体(排出量:173 万 7 千 t)の 0.7%となっています(図 2.47)。

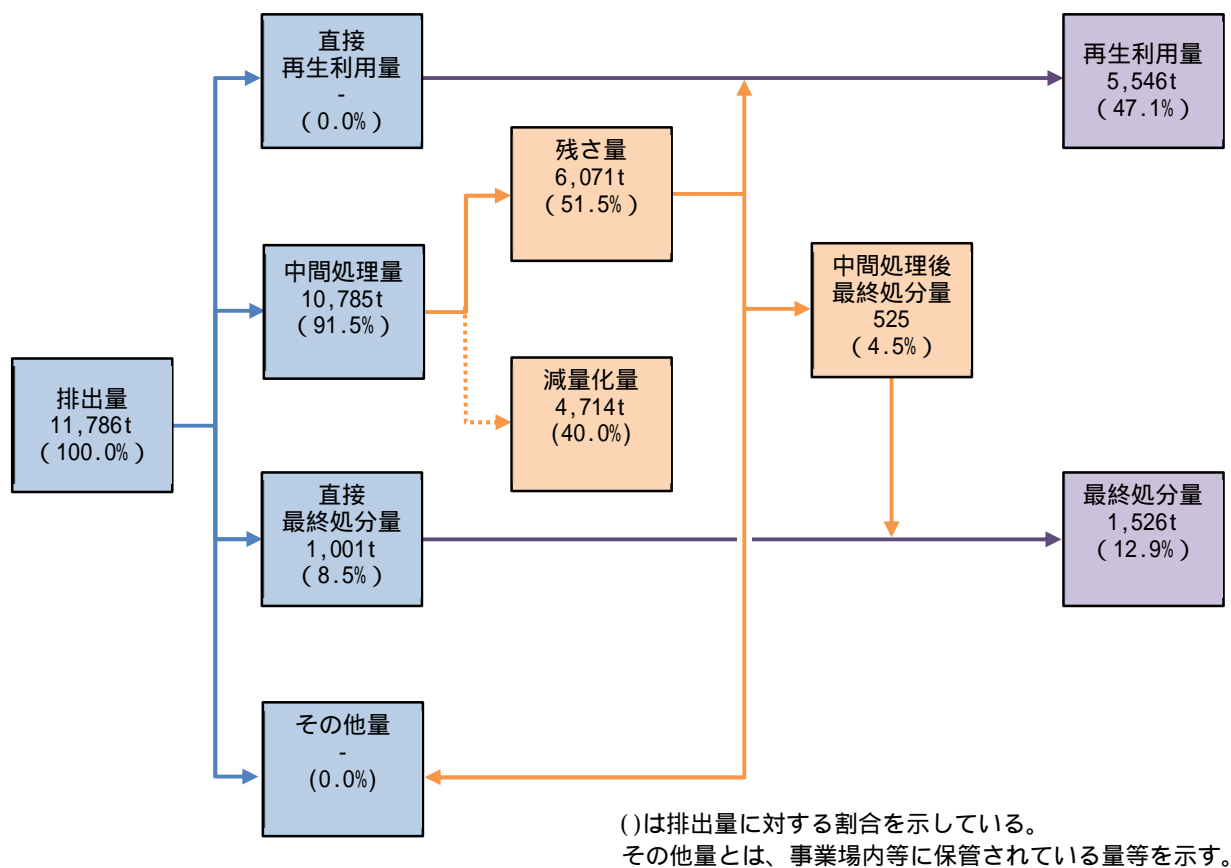


図 2.47 特別管理産業廃棄物の処理状況(令和 5 (2023)年度)

(ア)業種別の排出量

排出量を業種別にみると、製造業が6,394t(54.3%)で最も多く、次いで、医療・福祉(主に病院)が4,308t(36.6%)、建設業が919t(7.8%)となっています(表 2.51)。

表 2.51 業種別排出量(特別管理産業廃棄物)

(単位: t/年)

合計	建設業	製造業	医療・福祉	サービス業	その他の業種
11,786	919	6,394	4,308	155	10
(100.0%)	(7.8%)	(54.3%)	(36.6%)	(1.3%)	(0.1%)

その他の業種は、情報通信業、金融・保険業、不動産・物品賃貸業、専門・技術サービス業、生活関連サービス業、教育・学習支援業、公務の合計値である。

農業・林業、漁業、鉱業、電気・水道業、運輸・郵便業、卸・小売業、宿泊・飲食サービス業、複合サービス業については、特別管理産業廃棄物の排出はなかった。

四捨五入の関係で合計と個々の計が一致しない場合がある。

(イ)種類別の排出量

種類別では、特定有害産業廃棄物(廃石綿等を除く)が6,475t(54.9%)で最も多く、次いで、感染性産業廃棄物が4,290t(36.4%)、廃油が165t(1.4%)となっています(表 2.52)。

表 2.52 種類別排出量(特別管理産業廃棄物)

(単位: t/年)

合計	廃油	廃酸	廃アルカリ	感染性廃棄物	水銀	廃石綿等	特定有害産業廃棄物 (廃石綿等を除く)
11,786	165	18	0	4,290	7	830	6,475
(100.0%)	(1.4%)	(0.2%)	(0.0%)	(36.4%)	(0.1%)	(7.0%)	(54.9%)

特定有害産業廃棄物とは、重金属などを一定の濃度を超過して含む燃え殻、ばいじん、鉱さい、汚泥などである。

四捨五入の関係で合計と個々の計が一致しない場合がある。

(ウ)処理状況

排出量11,786tの処理状況を見ると、焼却や中和等の中間処理によって4,714t(排出量の40.0%)が減量化、5,546t(同47.1%)が再生利用され、1,526t(同12.9%)が最終処分されています(図 2.47)。

県内で発生した特別管理産業廃棄物は、県内外の処理・処分施設において、適正に再生利用あるいは最終処分されています。

なお、廃石綿等(飛散性アスベスト)については、令和元(2019)年10月に供用した管理型最終処分場の安和エコパークで県内処理が可能となっています。

課題

通常の産業廃棄物に比べ、減量化・再生利用等が難しい面もありますが、製造プロセスの変更や各事業所での創意工夫を進めるなど、可能な範囲で発生・排出抑制や循環的利用に取り組む必要があります。

感染性産業廃棄物については、感染性廃棄物処理マニュアルに従って、適正に処理する必要があります。

- 廃石綿等については、令和 10(2028)年をピークに石綿が使用されている建築物の解体工事が増加すると予測されていることから、引き続き大気汚染防止法に基づく建築物の解体前の調査の徹底や「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」に基づく適正処理について周知を徹底していく必要があります。

(2) PCB廃棄物

現状

PCB廃棄物については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(以下「PCB特別措置法」という。)に基づき県内の153事業所(令和6(2024)年3月)から保管量の届出がなされています。

課題

PCB廃棄物については、PCB特別措置法により、毎年度PCB廃棄物の保管状況を県に届け出るとともに、処理期限までに適正処理すること等が義務付けられています。しかしながら、使用中のPCBを含む機器等については使用者による確認が行われておらず、発見が遅れたケースが確認されていることから、引き続き関係機関と連携し、適正な届出、保管及び期限内の確実な処理について、周知、指導を行う必要があります。

PCB廃棄物の処理期限

- ・高濃度PCB廃棄物(廃PCB等及び廃変圧器等) : 平成30(2018)年3月31日(処分期間終了)
- ・高濃度PCB廃棄物(上記以外の高濃度PCB廃棄物) : 令和3(2021)年3月31日(処分期間終了)
- ・低濃度PCB廃棄物 : 令和9(2027)年3月31日

表 2.53 PCB廃棄物の種類別保管量・使用状況(令和5(2023)年度末)

廃棄物/製品の種類	事業場数	保管量	使用量
変圧器(トランス)	75	69個/台	73個/台
コンデンサー(3kg以上)	10	17個/台	3個/台
コンデンサー(3kg未満)	6	37個/台	0個/台
柱上変圧器(柱上トランス)	0	0個/台	0個/台
安定器	6	2,711個/台	0個/台
その他PCBを含む油	22	900kg	730kg
感圧複写紙	0	0kg	0kg
ウエス	1	(不明)kg	0kg
OFケーブル	0	0kg	0kg
汚泥	0	0kg	0kg
塗膜	1	7,196kg	0kg
その他電気機械器具	11	9個/台	5個/台
その他	21	414kg	455kg
合計	153	-	-

資料：PCB特別措置法に基づく保管等届出の集計結果

2.2.6 産業廃棄物の移動状況

現状

【県内産業廃棄物の県外処理】

令和5(2023)年度に県内で排出した産業廃棄物量173万7千tのうち、処理を目的として事業所から搬出した量は86万5千tとなっています。この搬出量の大部分にあたる72万9千t(84.4%)は県内で処理されており、県外へ搬出された県外処理量は13万5千t(15.6%)となっています(図2.48)。

【県内地域間の処理】

搬出量86万5千tを処理先の地域で見ると、自地域内での処理率が高いのは、北部地域(79.3%)、宮古地域(81.7%)、八重山地域(75.5%)となっており、他の地域での処理率(県内他地域処理率)が高いのは、那覇市域(91.0%)が際立っています。また、県外処理率が最も高いのは南部地域となっています(図2.49)。

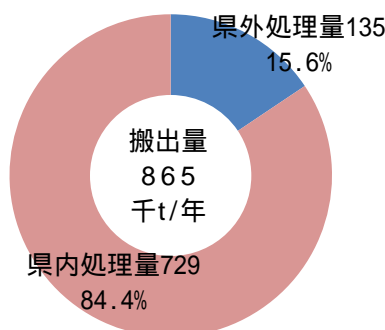


図 2.48 搬出量の状況(令和5(2023)年度)

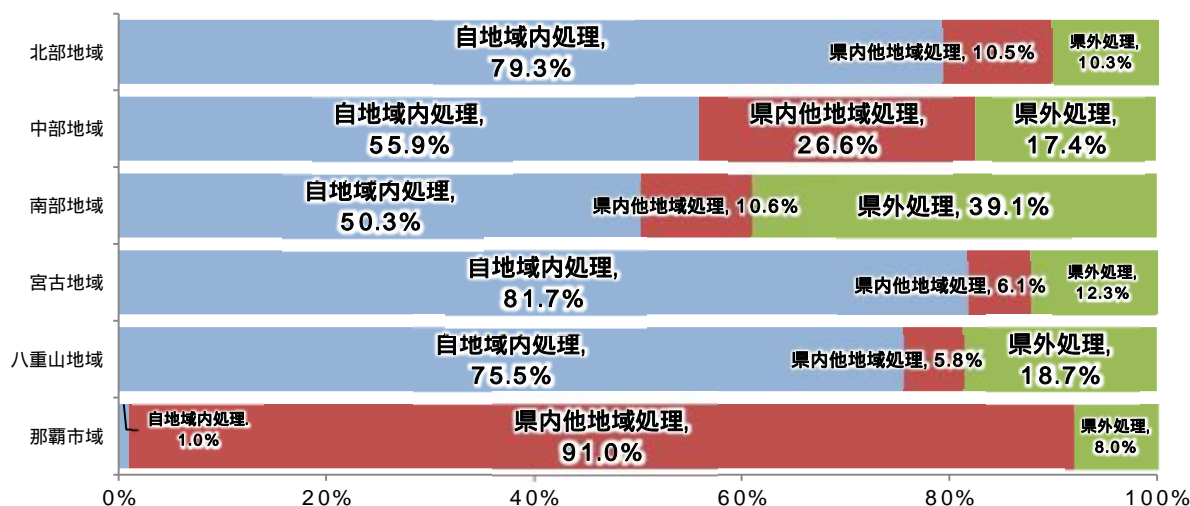


図 2.49 県内地域間の移動状況

課題

県内で排出した産業廃棄物の大部分は県内で処理されていますが、将来においても県内の適正処理体制を確保するためには、排出量など地域のバランス等を考慮した処理施設の整備促進を図る必要があります。

輸送に伴う二酸化炭素排出量の低減等の観点から、県外処理を行っている産業廃棄物については県内処理へ移行するための検討を行うことが必要です。

2.2.7 産業廃棄物処理体制の状況

現状

令和 6 (2024)年度末の産業廃棄物処理業者の許可件数は、収集運搬業(1,338 件)、処分業(174 件)を合わせて 1,512 件となっており、収集運搬業が約 9 割を占めています(表 2.54)。

処分業を保健所別にみると、中部が 62 件、南部が 67 件となっており、本島中南部地域に集中しています(表 2.54)。

再生利用指定制度に基づく再生利用業者は 10 件(個別指定：再生輸送業 4 件、再生活用業 6 件)となっています(表 2.54)。

表 2.54 保健所別産業廃棄物処理業者等の許可状況(令和 6 (2024)年度末現在)

保健所等	業区分		産業廃棄物処理業							産業廃棄物再生利用業		
	収集運搬業		処分業						計	再生輸送業	再生活用業	計
	普通	特管	普通			特管						
			中間処理	最終処分	中間・最終	中間処理	最終処分	中間・最終				
北部保健所	103	7	19	1	1	0	1	0	132	2	1	3
中部保健所	374	40	53	0	4	5	0	0	476	2	3	5
南部保健所	587	88	62	1	1	3	0	0	742	0	1	1
宮古保健所	64	8	11	0	1	1	0	0	85	0	1	1
八重山保健所	62	5	9	0	1	0	0	0	77	0	0	0
合計	1190	148	154	2	8	9	1	0	1,512	4	6	10
	1,338		174									

産業廃棄物処理業については、各業区分の許可件数を表す。

複数の許可を持つ事業者についてそれぞれ 1 件ずつ計上する。

産業廃棄物再生利用業とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 9 条第 2 号、または第 10 条の 3 第 2 号の規定に基づき、一定の基準を満たし、確実に再生利用を行う者として県知事の指定を受けた者をいう。

資料：廃棄物対策の概要(令和 7 年 3 月)沖縄県環境部環境整備課

○令和6(2024)年度末の産業廃棄物処理施設の設置数については、排出事業者が5施設、産業廃棄物処理業者が188施設、公共が8施設の合計201施設となっています(表2.55)。
 中間処理施設は185施設で、その内訳は、がれき類・木くずの破碎施設が139施設で最も多く、次いで、廃プラスチック類の破碎施設が21施設、汚泥の脱水施設が14施設等となっています(表2.55)。
 最終処分場は、安定型処分場が8施設、管理型処分場が8施設の合計16施設となっています。管理型処分場8施設の内訳は、排出事業者自らが設置した自社処分場が3施設、産業廃棄物処理業者が設置した4施設、公共(伊江村)が設置した1施設となっています(表2.55)。

表 2.55 産業廃棄物処理施設の設置状況(令和6(2024)年度末現在)

施設の種類	設置主体別施設数	設置施設数				処理能力
		事業者	処理業者	公共	合計	
中間処理施設	汚泥の脱水施設	1	6	7	14	2,747 m ³ /日
	汚泥の乾燥施設(機械)	0	1	0	1	150 t/日
	汚泥の乾燥施設(天日)	0	0	0	0	0 t/日
	廃油の油水分離施設	0	2	0	2	114m ³ /日
	焼却施設	0	8	0	8	1,773.8 t/日 (423.8 t/日)
	廃プラスチック類の破碎施設	0	21	0	21	2,854 t/日
	がれき類・木くずの破碎施設	1	138	0	139	66,487.2 t/日
	シアン化合物の分解施設	0	0	0	0	0 m ³ /日
	小計	2	176	7	185	
最終処分場	管理型	3	4(1)	1	8(1)	3,525,782 m ³
	安定型	0	8(6)	0	8(6)	5,195,706 m ³
	小計	3	12(7)	1	16(7)	8,721,488 m ³
合計		5	188	8	201	-

焼却施設の処理能力における括弧書きは、セメント焼成炉を含まない。

がれき類・木くずの破碎施設の設置施設数は、みなし許可された施設の設置数を含む。

廃プラスチック類とがれき類・木くずの両方を兼ねている施設については、各々に計上。

最終処分場については、埋立終了届出が提出され廃止確認を受けていない施設を()内に外数で示している。

資料：廃棄物対策の概要(令和7年3月)沖縄県環境部環境整備課

課題

民間による管理型処分場については、全国的にその確保が困難な状況が続いていますが、本県においても、処理業者が所有する管理型処分場の残余容量が限られており、管理型処分場の確保が重要な課題となっています(表 2.56、図 2.50)。

県内の適正処理体制を維持するため、地域における循環型社会の形成と環境負荷の低減に配慮した安全で安心な施設を整備していく必要があります。

表 2.56 処理業者の所有する最終処分場残余容量の比較

(単位:千 m³)

項目	年度	令和元(2019)年度末	令和 5 (2023)年度末
	安定型最終処分場の残余容量		3,338
管理型最終処分場の残余容量		116	306

資料：沖縄県産業廃棄物実態調査報告書(令和 7 年 3 月)沖縄県環境部環境整備課

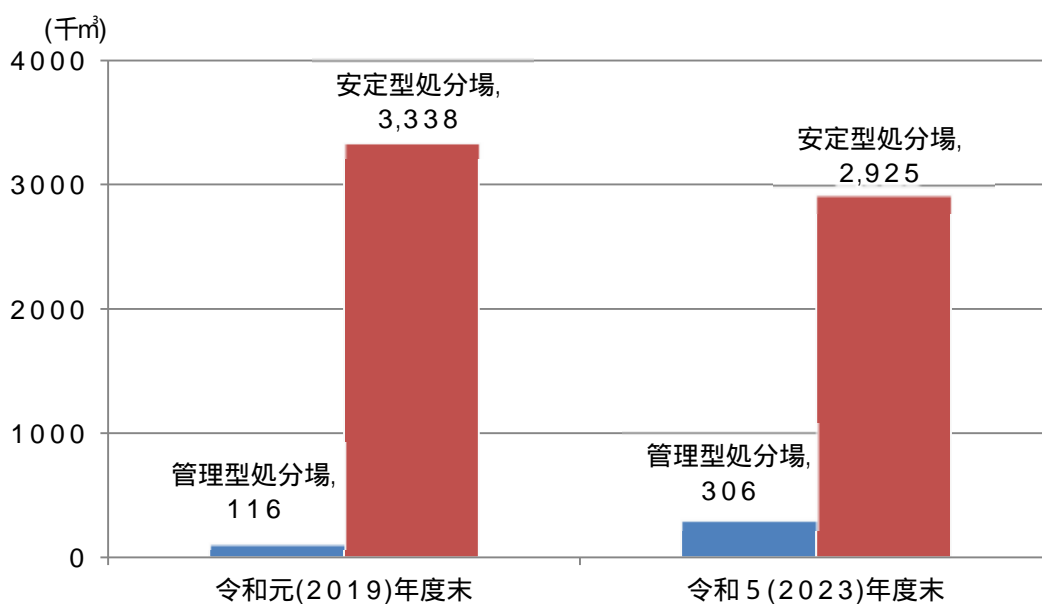


図 2.50 処理業者の所有する最終処分場残余容量の推移

2.2.8 産業廃棄物焼却施設からのダイオキシン類排出状況

現状

県内で産業廃棄物焼却施設として許可を得た施設は6施設あり、そのうち1施設は休止中となっています(表 2.57)。(令和6(2024)年3月31日現在)

令和5(2023)年度に排ガス中のダイオキシン類濃度区分が40超~80 ng-TEQ/m³N以下の排出基準値を超えた施設が1施設あったため、施設の使用停止及び改善命令を行いました(表 2.58)。改善後の再測定の結果、基準値以下を確認しています。

課題

本県では、今後ともダイオキシン類の排出量を着実に削減していくため、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づいて、施設設置者から毎年提出される測定結果(排ガス、ばいじん、燃え殻中のダイオキシン類)の確認を行うとともに、これら施設に対する立入検査や行政検査の計画的な実施、排出基準値を超えた炉への厳正な対応など、引き続き徹底して行っていく必要があります。

表 2.57 産業廃棄物焼却施設の休・廃止状況

(単位:施設)

令和5(2023)年 4月1日	令和5(2023)年4月1日~ 令和6(2024)年3月31日		令和6(2024)年3月31日		
	新規供用	廃止	供用中	稼働中	休止中
6	0	0	6	5	1

産業廃棄物焼却施設とは、廃棄物処理法第15条に基づく処理施設のことである。
資料:廃棄物処理施設からのダイオキシン類排出量の推移(環境省)

表 2.58 排ガス中のダイオキシン類濃度区分別炉数(令和5(2023)年度)

(単位:炉)

濃度区分 (単位:ng-TEQ/m ³ N)	0.1以下	0.1超~ 1以下	1超~ 5以下	5超~ 10以下	10超~ 40以下	40超~ 80以下	80超	合計
炉数	2	6	0	0	0	1	0	9

複数の炉を有する施設があるため、施設数と炉数が一致していない。
資料:廃棄物処理施設からのダイオキシン類排出量の推移(環境省)

2.2.9 監視・指導体制の状況

現状

本県では、産業廃棄物の適正処理を推進し、県土の生活環境の保全を図るため、排出事業者、処理業者、処理施設等に対する監視・指導と積極的な不法投棄等の防止対策を行っています（表 2.59）。

- ・県、警察本部、第十一管区海上保安本部、(一社)沖縄県産業資源循環協会等で構成する「沖縄県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」の開催
- ・保健所管轄ごとに、警察署、市町村、消防署等で構成する「産業廃棄物不法処理防止ネットワーク会議」の設置及び合同パトロールの実施
- ・本県と警察本部の連携による指導取締り
- ・警察OBを産業廃棄物監視指導員として各保健所へ配置
- ・不法投棄監視カメラの導入

表 2.59 立入検査等実施報告等の状況

(令和5(2023)年度)

	法第12条の6の勧告	法第14条の3の処分		法第14条の6の処分		法第15条の3の処分	法第15条の2の7の処分		法第18条の報告徴収
		許可取消	事業停止	許可取消	事業停止	許可取消	改善命令	事業停止	
件数	0	5	0	1	0	2	1	1	11

	法第19条の立入検査			法第19条の3改善命令	法第19条の5措置命令	要領第8条警告	告発
	事業者	処分業者	公共				
件数	159	467	2	0	0	2	1

公共とは、国、地方公共団体、地方公共団体の行う上下水道・公共用水道事業及び公共関与している法人を指す。

法とは産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律、要領とは沖縄県産業廃棄物行政処分取扱要領を指す。

資料：産業廃棄物対策の概要(令和7年3月)沖縄県環境部環境整備課

過年度からの残存も含めた令和 5 (2023)年度の廃棄物の不法投棄件数(一般廃棄物を含む)は、122 件であり、前年度の 123 件と比較すると 1 件減少しました(図 2.52)。

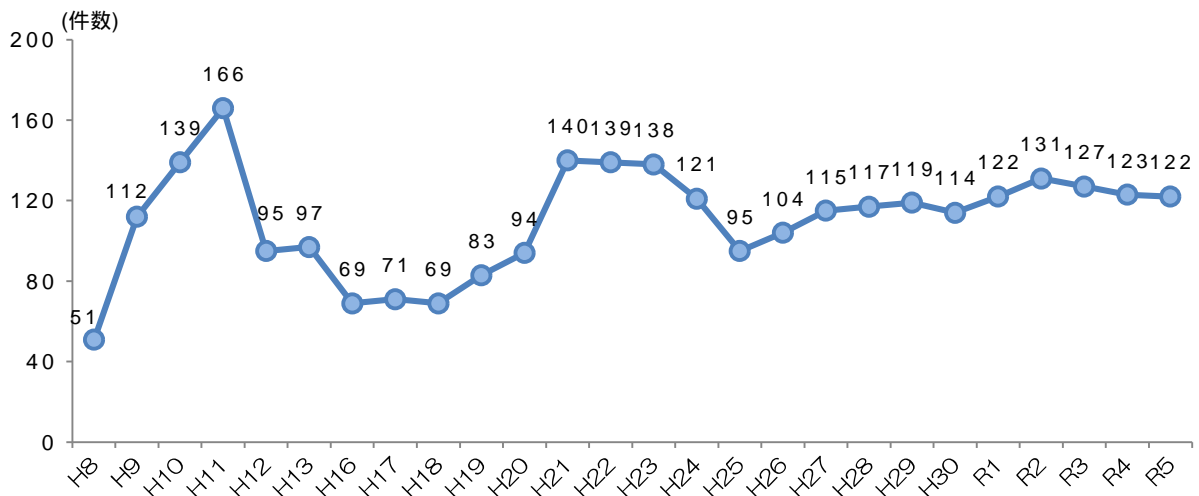


図 2.51 不法投棄件数(一般廃棄物を含む)の推移

令和 5 (2023)年度に把握した不法投棄件数は 122 件、同年度中に撤去した件数は 5 件、年度末残存件数は 117 件であった。(資料:不法投棄実態調査報告書(令和 7 (2025)年 3 月)沖縄県環境部環境整備課)

令和 5 (2023)年度は、122 件の不法投棄件数のうち同年度中に全量撤去に至った件数は 5 件であり、年度末残存件数は 117 件となりました。

令和 5 (2023)年度の不法投棄物量は 2,502t となっており、産業廃棄物が 68.8%、一般廃棄物が 31.2%となり、産業廃棄物が大半を占めています(図 2.53)。

産業廃棄物の不法投棄量 1,721t の内訳をみると、廃プラスチック類(廃タイヤ)(31.4%)、廃プラスチック類(その他)(16.1%)、建設混合廃棄物(13.0%)、廃プラスチック類(建設系)(12.8%)の割合が多く、この 4 種類で約 7 割を占めています(図 2.53)。

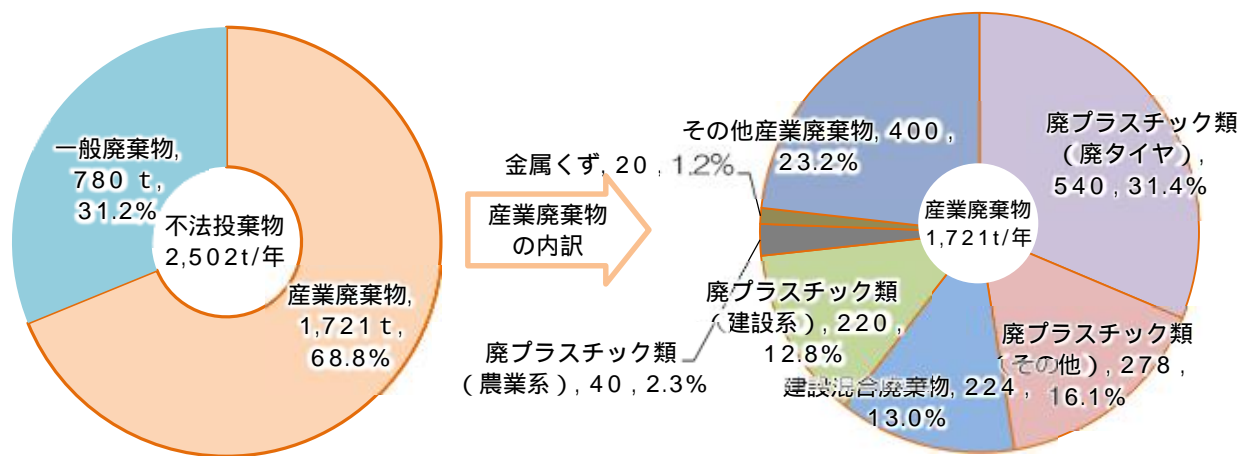


図 2.52 不法投棄物の内訳(令和 5 (2023)年度)

課題

不法投棄件数については、全国的には減少する傾向にありますが、一方で小口化や手口が巧妙になっているともいわれています。本県の投棄物の内訳をみると、単に産業廃棄物だけの問題ではなく、一般廃棄物を含めた廃棄物全体としての社会問題であるともいえます。このため、不法投棄の防止や適正処理に関する普及啓発活動など、引き続き全県的な取組が必要です。

不法投棄等の不適正処理の未然防止・早期発見に向けて、事業者や県民に対する啓発活動のほか、市町村や警察など関係機関との連携を密にして、監視・指導体制をより強化する必要があります。

2.2.10 第五期計画の達成状況(産業廃棄物減量化目標)

達成状況

第五期計画における産業廃棄物の目標は、次のとおり設定しました。

令和7(2025)年度目標値

- 排出量を令和元(2019)年度に対し、増加を1.0%以内に抑制します。
- 再生利用量を排出量の51.0%とします。
- 最終処分量を令和元(2019)年度に対し、増加を1.0%以内に抑制します。

令和5(2023)年度の排出量(1,737千t)は、令和7(2025)年度の目標(1,860千t)に対し、123千t下回っており、目標を達成している状況となっています(令和元(2019)年度に対して5.7%の減少)(表2.60)。目標達成した要因を次のとおり整理しました。

排出量について

- 令和元(2019)年度と令和5(2023)年度の種類の産業廃棄物排出量を比較すると、がれき類とばいじんの排出量が大きく減少しているため、これら2種類の産業廃棄物排出量の減少が、排出量目標達成の要因の1つになっています(表2.43)。
- なお、がれき類の排出量減少については建築物の除却戸数の減少(令和元(2019)年度:763戸 令和5(2023)年度:509戸)、ばいじんの排出量減少については電気業の販売電力量の減少(令和元(2019)年度:73億1,646万kWh 令和5(2023)年度:69億6,526万kWh)等が影響していると考えられます。

○再生利用量は排出量の47.5%、最終処分量は令和元(2019)年度に対し約42%の増加となっており、再生利用量及び最終処分量は目標達成が難しい状況です(表2.60)。目標達成が難しい要因を次のとおり整理しました。

再生利用量について

- 令和元(2019)年度と令和5(2023)年度を比較すると、再生利用量は全体でおよそ6万9千t程度減少しており、がれき類(約12万8千t減)とばいじん(約6万2千t減)の再生利用量及び再生利用率が大きく減少していました。これら2種類の減少が、全体の再生利用量の減少に大きな影響を与えています(表2.50)。
- なお、がれき類については、碎石として再生利用されることが多いところ、全国的な碎石の需要の減少(令和元(2019)年度の国内出荷量:1億1,402万 m^3 令和5(2023)年度の国内出荷量:3,102万3千 m^3)等が影響して、再生利用量(再生利用率)が減少したものと考えられます。
- また、ばいじんについては、セメントの原料として再生利用されることが多いところ、セメント販売高の減少(令和元(2019)年度:101万t 令和5(2023)年度:75万9千t)等が影響して、再生利用量(再生利用率)が減少したものと考えられます。

最終処分量について

- 令和元(2019)年度と令和5(2023)年度を比較すると、最終処分量は全体で約2万9千t増加しており、汚泥は約8千t、ガラス・コンクリート・陶磁器くずは約6千t、がれき類は約2千t、ばいじんは約1万2千t増加しています。これらの増加分が全体の増加分と概ね同様であることから、全体の最終処分量の増加に影響を与えています(表2.50)。また、近年、古い建築物の解体に伴い中間処理や再生利用ができない廃石綿等の排出量が増加(令和元(2019)年度:72t 令和5(2023)年度:830t)したことも一因として挙げられます。
- なお、ばいじんについては、先述のとおり再生利用量が減少したことによって、最終処分量(最終処分率)が増加したものと考えられます。

課題

課題を次のとおり整理しました。

排出量について

- 令和5(2023)年度と令和元(2019)年度を比較すると、木くず等を除き排出量が大きく増加している産業廃棄物はありません。そのため、引き続き、種類毎に産業廃棄物排出量をモニタリングしながら、県内の経済活動の動向も併せて注視していくことが必要です(表2.43)。

再生利用量について

- 種類毎の再生利用量が減少した要因の詳細な分析と必要な方策を検討するとともに、主に汚泥のような廃棄物の排出量が多く、かつ再生利用率が低い産業廃棄物について、再生利用を促進するための方策を検討する必要があります。

最終処分量について

- 排出抑制と再生利用を促進することで、最終処分量の減少を図る必要があります。

表 2.60 第五期計画の目標達成状況

(単位:千t/年)

区 分	産業廃棄物減量化目標値		令和5(2023)年度 (現状値)	達成度
	令和元(2019)年度 (基準年度)	令和7(2025)年度 (目標値)		
排出量	1,842	1,860	1,737	○
基準年度比	-	令和元(2019)年度に 対し増加を1%以内に 抑制	令和元(2019)年度に 対し5.7%減少	
再生利用量	893 (48.5%)	949 (51.0%)	824 (47.5%)	×
最終処分量	69 (3.8%)	70 (3.8%)	98 (5.6%)	×

産業廃棄物減量化目標値の排出量は、動物のふん尿を除く値。
「その他量」を記載していないので、排出量と個々の計が一致しない。